

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年8月23日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 萩谷 俊行	副議長 大和田和男
	議員 原田 陽子	議員 小泉 周司
	議員 小池 正夫	議員 石川 義光
	議員 關 守	議員 富山 豪
	議員 花島 進	議員 寺門 厚
	議員 木野 広宣	議員 古川 洋一
	議員 勝村 晃夫	議員 武藤 博光
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男

欠席者 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一	次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸	書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	企画部長 大森 信之
政策企画課長 篠原 広明	政策企画課長補佐 宇佐美智也
総務課長 会沢 義範	市民生活部長 玉川 一雄
防災課長 石井 宇史	防災課長補佐 桧山 和幸
市民課長 関 雄二	市民課長補佐 会沢 正志
保健福祉部長 平野 敦史	社会福祉課長 高安 正紀
こども課長 加藤 裕一	こども課長補佐 萩野谷真
介護長寿課長 萩野谷智通	介護長寿課長補佐 住谷 孝義
保険課長 生田目奈若子	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建	ワクチン接種対策室長 梅原千也子
産業部長 浅野 和好	農政課長 会沢 実
農政課長補佐 浜名 哲士	商工観光課長 岡本 哲也
商工観光課長補佐 水野 泰男	
インターチェンジ周辺開発推進室長 橋本 芳彦	
建設部長 今瀬 博之	都市計画課長 渡邊 勝巳
都市計画課長補佐 金田 尚樹	水道課長 高塚 佳一
水道課長補佐 矢崎 忠	教育部長 小橋 聡子

学校教育課長 田口 裕二

学校教育課長補佐 生田目綾子

学校給食センター所長 梅原 雅美

学校給食センター所長補佐 津賀 卓

ひまわり幼稚園副園長 鈴木 陽子

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

・令和4年第3回定例会について

…委員長報告のとおりとする

(2) 那珂市立学校給食センターにおける調理業務の民間委託の実施について

…執行部より説明あり

(3) 那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施について

…執行部より説明あり

(4) 那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等について

…執行部より説明あり

(5) 第2次那珂市総合計画後期基本計画（素案）について

…執行部より説明あり

(6) 地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況について

…執行部より説明あり

(7) 複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討調査業務の進捗状況について

…執行部より説明あり

(8) 令和4年度那珂市原子力防災訓練の実施について

…執行部より説明あり

(9) 気体廃棄物の放出状況について

…執行部より説明あり

(10) その他

・補正予算について

・R3決算について

・オンライン会議について

・ゴルフコンペについて

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時03分）

事務局長 それでは皆様、おはようございます。

現在、新型コロナウイルス感染が非常に拡大しておりますので、皆様もお気をつけていただきたいと思います。

それから、会議におきましても基本的な感染対策を実施しながら実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから本日の会議でございますが、非常に案件が多くなっております。説明もちょっと長めになるかもしれませんので、時間がかかる見込みでございます。効率的な議会運営のほうを会議の進行のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

定例会前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今、事務局長からお話ありましたが、今日の会議の件は1から最後まで10ありまして、またなかなか質問等も多く出そうな案件もありますので、慎重の中にもスムーズなご審議をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、この後は議長のほうに進行をお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、福田議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解とご協力を賜りまして重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、今月5日に県内の1日当たり感染者数が4,833人と過去最多を更新しまして、その後も高止まりが続いている状態でございます。この感染急拡大を受け、国では10月からのオミクロン株対応のワクチン接種を検討しているところでありまして、市でも接種体制の確保に向けて準備を進めておる状況でございます。

このような中、今週土曜日には実行委員会の主催による3年ぶりとなるなかひまわりフェスティバルが開催される予定でございます。こちらについては開催の時間や方法などを工夫し、密を避け、基本的な感染防止対策を徹底した上で実施をされるというふうに伺っております。

新型コロナウイルス感染症対策と経済活動との両立を今後どのように図っていくのか難

しい課題ではありますが、市としましても新たな日常に向けた取組として、引き続き緊張感を持って各種施策を進めてまいりますので、今後ともご理解、そしてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、那珂市立学校給食センターにおける調理業務の民間委託の実施についてや那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施についてなど8件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和4年第3回定例会について審議をいたしました。

資料の1ページをご覧ください。

提出予定議案は、報告が3件、条例一部改正や補正予算などの議案が5件、決算の認定が4件でございます。いずれも第3回定例会中に上程し、議案9件につきましては、3ページの委員会付託表（案）のとおり、各常任委員会に付託し審議することに決定いたしました。

資料の2ページに戻りまして、全員協議会協議報告案件は、本日8月23日の案件が8件、9月15日に予定されております案件が4件であります。

続いて、資料の4ページをご覧ください。

請願・陳情につきましては、今回、請願が2件、陳情が1件提出されました。申合せ内規に基づき取扱いについては、請願・陳情文書表（案）のとおり決定いたしました。請願・陳情の写しを5ページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の16ページご覧ください。

一般質問は10名の議員から通告がございました。通告内容及び予定時間につきましては、一般質問通告書、通告順のところに掲載をしております。先ほど、議会運営委員会で抽せんを行い、別紙、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第3回定例会においては、一般質問の日程を2日間とし、9月1日は、私、古川から木野議員までの6名、9月2日は、花島進議員から笹島猛議員までの4名で実施することを決定いたしました。

議案質疑・討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧ください。通告される場合は遺漏のないようお願いをいたします。

また、19ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきましては、一般質問重複事項のとおり重複している内容がございます。該当する方は、申合せ内規に基づき質問者

間で調整をお願いいたします。

続いて、20ページの会期日程（案）をご覧ください。

今定例会の会期日程は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日程どおりの進行が難しい場合に備え、今定例会の会期を別紙のとおり8月30日から9月30日までの32日間とし、9月16日までに予定どおり全ての審議が議了した場合には、議会の議決、会期中の閉会により同日に閉会することと決定をいたしました。

続いて、10月1日に開催する議員と語ろう会についてですが、7月8日に開催した議会運営委員会で開催方法等の協議を行いました。詳細につきましては、9月15日の全員協議会でご説明したいと思いますが、毎回皆様をお願いをしております地元の商業施設等へのポスターの掲示依頼につきましては、近日中に1人5部ずつ連絡ボックスに配付いたしますので、周知活動をよろしくをお願いいたします。

なお、各自治会長には、開催の案内及び自治会の回覧板にてチラシを回覧するとのお知らせを既に行っております。また、まちづくり委員会、公共施設等につきましては、事務局よりポスターを送付することとしております。

最後に、今定例会会期中の新型コロナウイルス感染症対策について事務局より説明がありましたので、この後、事務局から詳細について説明をいただくこととなっております。

また、会期初日8月30日には全員、ナカマロちゃんポロシャツを着て、出席をするということで決定しておりますので、その後、写真を撮る予定もございますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

続きまして、事務局より補足説明があります。

事務局長 それでは、資料のほうをご覧くださいと思います。

今回、9月定例会の議会のほうの新型コロナウイルス感染症対策でございます。ご存じのように、先ほど言いましたように、感染者のほうが今増大しておりますので、皆様も感染する機会が増えるということも想定しております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、2番として、先ほど議会運営委員会委員長のほうからありましたように、会期の延長をしております。万が一の事態が発生したときにも議会が開会できるようにということで、念のため2週間ほど会期を延長しております。問題がない場合には、16日で閉会というふうな予定でございます。

それから3番で、感染対策でございますが、通常の基本的な感染対策をお願いいたします。

それから、議場の本会議におきましては、一般質問のときに今回も人数を3分の1程度削減をいたしまして、長時間の密を回避するということで実施をして、予定しております。傍聴席については、不特定多数の方がいらっしゃるということも考えまして、半減にして

おります。ユーチューブのほうは、ライブ配信を今までどおり、通常どおり実施をしております。

それから4番としまして、皆様のその症状のある場合でございますけれども、発熱であるとか喉の痛み、せきなどの症状がある場合については、基本的に、原則的には議会のほうへは出席は停止ということをお願いしたいと思います。その後、医療機関等に行きまして、診察を受けて、判定をしていただくということになりますが、風邪であってもやはり症状がある場合にはできるだけ自宅で療養をお願いしたいと思います。

それから5番といたしまして、新型コロナウイルスに感染した場合でございますが、感染した場合には、その発症日の次の日から10日間自宅待機というのが通常の厚生労働省からの指針になっておりますので、これに従いまして10日間は自宅待機ということをお願いします。

それから6番、濃厚接触者でございますが、現在、濃厚接触者については保健所は対応しておりません。身近で感染者がいて、その人の近くにいた場合には濃厚接触者の疑いがございますので、ここに定義の参考ということで①、②ということが書いてあります。例えば車内等で長時間、1時間以上一緒にいたということですね。それから②として、手で触れる距離、1メートル以内の間隔でマスクなしで15分以上のお話とかそういうのがあったという場合には、基本的に濃厚接触者の疑いがあるということでございます。

ですから、その感染した方とこういう接触があった場合には濃厚接触者の疑いがありますので、そういう場合は一応5日程度自宅待機をお願いしたいということでございます。

それから7番でございますが、オンライン会議も用意いたします。もし、感染した場合でも重症でない場合がほとんどでございますけれども、そういう場合は常任委員会であるとか、全員協議会についてオンラインの参加をしていただけたということでございます。これについては、実施する場合は議長または委員長のほうに申出をしていただきたいと思います。

今回、全員協議会の最後のほうに、このオンラインの実施について具体的に皆様にまたお話をして、実際どうやるのかというのをちょっと簡単にご説明をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

花島議員 幾つか知りたいんですが、まず新型コロナウイルス感染症で期間が16日に終わらないというときに30日までということなんですが、やるのは30日だけですか。それとも状況に応じてその間の17日から29日の間に会議日程を設定したりするんでしょうか。

事務局長 事務局のほうからお答えいたします。

まず、感染者の状況によって、一応待機期間がありますので、その部分も配慮して、あ

とはほかの市長、副市長とか役所のほうの日程も勘案した上で最終日の日程を決めたいと思います。ですから、最終日は30日にやるとか、そういうのはちょっとそれ調整しないと、実際は、ならないので。

花島議員 幾つかあるんですが、今の説明でオンライン会議の運用に関しては、常任委員会、全員協議会はそれぞれ長の許可でやるということなんですが、本会議は全く考えていないんですか。

事務局長 本会議のほうは今のところ法的に実施できるとか、あとはそういう環境がございませんので、本会議はできません。

花島議員 新型コロナウイルス感染症対策じゃなくて、運営委員会の報告ですが、メールだか何かで流れていましたけれども、ポロシャツでというのは一体どのくらい強制力があるんですか。というのは、その趣旨が正直言ってよく分からない。みんなおそろいのポロシャツというのは、むしろ言葉で送られてきた文章の趣旨から反するような気がするんです。自由に過ごしやすい格好でいいんじゃないかと思うんですが、それは強制なんじゃないでしょうか。

古川議員 そういう話も出ましたが、個人的にはという言い方は失礼ですけども、強制力は法的なものは何もありませんので、そこはご判断にお任せするしかないかなということではよろしいですね。絶対着てこなきゃどうのこうのとか、何か罰則があると、そういったことはないと思います。

ごめんなさい、事務局から何かあれば。

原田議員 今のご質問なんですけれども、一応その当日の写真、皆さんの集合写真を広報、議会だよりの表紙に使いたいと思っておりますので、できれば皆さんそろってポロシャツを着用していただきたいなと私からはお願いしたいところです。お願いします。

花島議員 あのですね、私、実は今幾らかよくなったんですけども、ひどく日焼けして、腕なんかぼろぼろだったんです。それがあって1つは半袖なんか人前に出たくないというところがあったんですが、それはそれとしてさっき言ったように、その趣旨が開かれたとか開放的な雰囲気みたいなものを見せようというんだったら、むしろみんな自由な格好で、なおかつその季節とか環境によった格好でという趣旨が本来かなと思います。意見です、それは。

事務局長 ポロシャツの件ですけども、今クールビズの期間ですので、ポロシャツでも可能ですよということで、あくまでも推奨ということです。

ただし、30日は写真を撮るので、30日についてはできるだけポロシャツでお願いしますということです。それ以外については、各自ご判断していただいて結構だと思います。

また、このひまわりフェスティバルのポロシャツについては、今ちょっとひまわりフェスティバルもこれ開催して、開催が27日ですけども30日が議会開会となりますが、その後もヒマワリ畑とかは咲いていますので、そういう部分のアピールということも含め

てこういう形になったんだと思います、はい。

花島議員 それでは、そういうふうに言ったら、要するにまさにアピールのためですね。だから、むしろそっちが中心ということで、案内も出していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくをお願いいたします。

暫時休憩とします。

入替えしてください。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時23分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市立学校給食センターにおける調理業務の民間委託の実施についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

学校教育課長 学校教育課の田口と申します。ほか4名が出席してございます。よろしくお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。

那珂市立学校給食センターにおける調理業務の民間委託の実施についてになります。学校給食センターの調理業務の民間委託につきましては、那珂市立学校給食センター管理運営方針に掲げております。本年度中に、実施年度を決定するに当たり検討の過程についてご報告をするものです。

1、概要です。

資料に沿ってご説明をいたします。

この3月に、那珂市立学校給食センター管理運営方針を策定し、調理業務の民間委託の方針が決定しております。また、民間委託の開始時期につきましては、定年退職による正規調理員の減少を踏まえ令和8年4月1日を期限とした上で、具体的な時期については今後の検討事項として掲げたところです。

しかしながら、既に本年度におきましても調理業務の班体制を維持するぎりぎりの職員数となっております。調理員の負担や欠員等のリスクを踏まえ、期限を前倒しする方向で本年度中に民間委託の実施年度を決定していきたいと考えております。

2、民間委託までの工程を踏まえた実施年度の案です。

資料にありますとおり、民間委託までに必要な工程を整理いたしました。令和4年度は、各種の調整業務といたしまして、調理員の処遇の確認。調理業務事業者の調査、関係機

関への説明等を行い、令和５年度に、事業者の募集と選定を行うといった工程を想定いたしますと、令和６年度には、民間委託を開始できるものと判断してございます。

３、実施年度決定のスケジュールです。

資料にありますとおり、７月半ばから本日まで各種関係機関に対しまして順次、実施年度を検討する旨、説明を行ってまいりました。この後は、改めて民間委託までの工程を精査した上で１０月には結論を出してまいりたいと考えております。

議会に対しましては、第４回定例会の時期に本日と同様の形でご報告する予定であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

笹島議員 これあれですか、調理業務だけ民間に委託して、ほかの業務はどうするんだか分からないんですけども、これはこれから完全民営化にするという一つの試金石になっているのかな、これは、どうなんですか。

学校教育課長 調理業務の民間委託ということで考えてございます。

笹島議員 それは分かっているんですよ、ここに書いてあるからね。だけれども、それだけでこれで終わるんですかという意味で聞いているんですけれども。

学校教育課長 まずは、調理業務のほうの委託を今回実施していくというところでございます。

笹島議員 何回も同じことを言わせないでくださいね。ですから、それはこれから完全民営化するための試金石になるんですかという話ですけれども。

学校教育課長 そこまでその施設全てを委託するというところまでは考えてございません。

笹島議員 これ、あれ不都合が生じるんじゃないですか。これ調理業務だけ民間に委託して、ほかの方たちはこれはどういう形を取るんですか。そういういろいろ給料体系とか、いろんな勤務体系とかいろいろばらばらになっちゃうんじゃないですか、これ完全にしなければ。どうなんですか。

学校教育課長 現在の職員につきましては、当然事務的な部分を実施するということになります。調理員の皆様につきましては、任用替えなどを総務課のほうと協議しながら進めてまいる予定でございます。

笹島議員 これそうすると調理師だけ民営化というと、どこかの会社に委託するのかな。そうするとその会社から給料が出る形というか、そういう形取るの、これ全く別物になっちゃうわけでしょう。それどういうふうに、ちょっときちんと分けないと、これぐちゃぐちゃになっちゃうんじゃない。

学校教育課長 あくまで調理部門、調理業務の部分を業者委託という形になりますので、調理につきましてもそちらの業者のほうが派遣してくるというような形になります。

笹島議員 結論から言うと、派遣会社から派遣してくるという形で取るのかな。

学校教育課長 県内だったり、全国的に給食の調理業務のほうの委託業務というのは進んでおりまして、そういった専門の業者がおりますので、そういった業者に委託をしていくということで考えてございます。

議長 よろしいですか。

古川議員 確認です。これは調理業務を委託するというのは、給食センターを使って調理してくださいということなんですね。いわゆるそれぞれの事業所で作って、学校まで運搬してくださいということではなくて、あくまでも給食センターを使って調理をしてくださいと。ということは、運搬はまた運搬でまた別の業者がいますよね。そのまま継続して使うという、そういうことですね。

学校教育課長 はい、おっしゃるとおりです。

教育部長 すみません、補足します。

古川議員のご指摘のとおり、給食センター内のあの調理場の中の業務を委託するというのが基本です。ですから、受託事業者が正社員として調理員を雇用して、センター内で調理作業を行う、これが基本的な業務委託になります。

ご意見にありました運搬ですが、3月に、やはりこの全員協議会の中で管理運営方針を説明した中で、調理業務を中心にその委託の範囲はこれから一部検討するという中に配送業務も入れるか入れないかは、今後の検討事案となっております。補足いたしました。

以上です。

議長 ほかに。

花島議員 以前聞いたと思うんですが、もう一回確認したいのは、今、職員は何人いらっしゃるんですか。

給食センター所長補佐 お答えします。

事務職員まで入れて37名になりまして、会計年度任用職員については22名となっております。

以上になります。

花島議員 その中で調理業務という範疇で外部委託したときに、この37人のうちの全ての業務を外部委託になるのでしょうか。

給食センター所長 お答えします。

調理員のための委託という形になります。

花島議員 調理員は今何人ですか。

給食センター所長 正職調理員が6名、それから再任用調理員が2名で8名おります、職員としては。そのほかに会計年度任用調理員が22名おります。

花島議員 私は基本的には何でもかんでもこの外部委託するというのに全く賛成できないんです。給食に限っていえば、私、昔いた職場でどんどん外部委託になっていって、本当にひどくなって、もう昼飯が楽しみに全然なくなったから、2回ぐらいしか食べていない

かな、何年もいたのに。

よく言うのは、安く上がるとかいろんなことを言うんですけども、結局質の担保というのはなかなか難しいんですよね、外部委託しちゃうと。自分のところでやっていけば、いろんなことをやる。それ単純に外部が悪い、内部がいいという話じゃないです、それはね。だけれども、やはりコントロールしやすいのは、こちらがしっかりしてさえすれば内部でやるということなんですね。

職員の数が減るというけれども、それは本当は雇えばいいことですよ。そうでしょう。だから、それは正直言って正面から私、反対です。検討いろいろするんでしょうけれども、その意見を言うておきます。

以上です。

教育部長 ありがとうございます。

花島議員から、3月にもこのようなご意見いただきました。

その中で質の担保というところで、質というのはやはり調理技術と、あとは味の部分だと思います。今回、資料にもありますとおり、事業所等を調査しております。味の担保というところでは、現在、県の栄養教諭が最後に味を見て、調味の加減を調整しております。そこが委託事業になったときも可能かどうか、ここをヒアリングして、仕様書に含めれば可能というようなご意見をいただく事業所さんもございます。この辺のところで、私どもの理想とする学校給食を今後も民間委託しても維持するためには、どのような私どもの方針であったり、それを受託される方が実現してくれたり、そのあたりは今後、それから来年度、選定に向けてじっくり考えていきたいと思います。

十分3月のご意見で、私たちもそこは重要性認識しておりますので、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

花島議員 これで最後にしたいと思うんですが、今までやっていたその正職員が今までの業務ができなくなるわけですよ、数人が。その配慮を、ここに意向を聞くと書いてありますが、意向を聞く以上の配慮が必要だと思いますので、もしやるとすればですよ。そもそも反対なんですけれども、その辺をしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

君嶋議員 すみません、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほども話が出ました調理業務については、センター内で委託業者が調理する。

その中で食材についてはこれはもう別として考えてよろしいですね。これは市のほうでもう全て準備をする、そういう形で委託業務には任せないということでもよろしいんですね。確認させてください。

学校教育課長 議員おっしゃるとおりでございます。

富山議員 今の君嶋議員の質問にちょっとお願いしたい部分で、学校給食会に頼ると結構いろんなふうに全部きれいに入ってきて、楽な部分はいっぱいあると思うんですが、地元の

食材、地産地消というのもまず頭に置いていただいて、あとは地元業者、仕入れは、できるだけ地元業者の育成もこの機会なのでお願いしたいなと思います。

教育部長 ご指摘のとおりです。私どもも農政課のほうと地場産会議を立ち上げて、どれだけ那珂市の食材使えるかというのをいつも協議しております。これはもちろん継続するという意思の下に委託する業務は調理業務プラスアルファというところで制限をかけております。

以上です。

君嶋議員 すみません、富山議員と同じ地元の食材の中でお米、ご飯については今現在、那珂市の米を使っているんですか。

教育部長 那珂市産100%使っております。

君嶋議員 了解しました。

小泉議員 私もちっと花島議員の質問とかぶるんですが、やはり正職員6名の方の処遇というのは非常に気になります。これから意向調査なのかもしれませんが、今の現状でご本人たちにもしくはその職員組合との交渉というのはどの程度進んでいて、どういう話があるのか教えてください。

教育部長 大変重要なご指摘です。私も今民営化の方針を定めるに当たって部下に指示したのは、とにかく調理員の気持ちを一番に考えてほしいと。そこで早いうちからヒアリングをして、今後どのような見通しになっていくのか、そこを早い時期から見通しを立てられるようにということは指示してまいりました。

既に、去年のうちから総務課も交えてヒアリングを開始しております。また、今年度になりましても8月上旬に再度ヒアリングして、要望を聞いております。最初は不安が大変大きかったと思います。ですが、見通しを立てることによってその不安は解消されていくものと思います。夏休み中には、事務室内でパソコンの操作などの研修も行っております。民営化までの期間に調理員の気持ちを大事にしながら、環境を整えてあげたいと考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

笹島議員 給食業務の給食運営の理想はよく分かるんですけども、現実的にこういうふうにして職種とかいろんなものが食料品が上がってきていて、それから燃料代も上がってきていて、かといって給食費が上げられないというジレンマの中でどう工夫していくかということで、この今言っていた調理業務を委託するということで、ある程度のその全体的に見てコストカットは、これでできるのかな、それは。

教育部長 大変重要なご指摘です。

コストカットと民営化は、実は直接には関わりございません。先ほど給食費というご発言がございました。給食費は、法に基づいて費用負担の区分が定まっております。保

護者から頂く給食費は、食材の実費分のみです。そのほかのこの委託業務に係る委託料、それから運営に係る電気、光熱費等々は市の負担ということで法的に区分がされておりますので、民営化したからといって給食費に影響があるものではございません。

以上です。

笹島議員 でも、現実的には今言っていた食材云々というのは上がってきていますよね。これ現実的にいつまでも耐えられるものじゃないですよ。それをある程度もう考えなきゃいけないですよ。親御さんにはやはりある程度負担してもらうのかということを、結構どこでもそれもう悩んでいますよね、今現在。これから小麦とか、10月以降もっと第2弾、第3弾上がってきますよね。そういうことを真っ正面から取り組まないと、今言っていた、中にはやはり給食費無料にするというお金がある自治体があるけれども、那珂市はそんなに余裕がないよね。そういうことをどのように考えているんですか。

教育部長 給食費につきましては、3年ほど前に500円値上げさせていただいております。食材等の高騰、長年にわたる高騰に耐え得るために500円値上げしたところですが、そのときに市から1人300円の補助をするという方針を同時に出していただきました。ですから、実質的に保護者の負担は月に200円の値上げで抑えられたということもございます。

給食の値上げの問題は大変敏感なもの、センシティブな問題です。現在、確かに食材高騰しております。今後の見通しがまだ不明確なままちょっと今、給食費についてお答え申し上げるのは先走りかと思しますので、必要なときに必要な内容を精査していきたいと私どもは考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

続きまして、那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

学校教育課長 それでは、次になります。

那珂市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施についてになります。

ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施につきましては、那珂市幼稚園教育スマイルプランにおいて方針として掲げております。本年度中に、実施年度を決定するに当たり検討の過程についてご報告するものです。

1、概要です。

資料に沿ってご説明をいたします。

この3月に、スマイルプランを策定し、ひまわり幼稚園の運営方針として3歳児保育の実施の検討を掲げたところですが、保護者のニーズや園児の確保に対応するため速やか

に実施する必要があることから、本年度中に3歳児保育の実施年度を決定するものです。

2、実施までの工程を踏まえた実施年度の案です。

資料にありますとおり、実施までの工程を年度ごとに整理いたしました。令和4年度は、関係機関との調整といたしましてこども課ほか、民間幼児教育施設と協議を行うとともに、各関係機関へ説明等を行い、令和5年度に3歳児保育実施の広報活動、次年度の募集を行うといった工程を想定いたしますと、令和6年度には3歳児保育を開始できるものと判断してございます。

3、実施年度の決定のスケジュールです。

資料にありますとおり、6月下旬から各関係機関に対して3歳児保育を検討する旨、説明を行ってまいりました。特に6月から7月にかけては、市内の民間幼児教育施設を訪問し、ご意見を伺っております。本日、議会へご説明した後は、民間施設からいただいたご意見を精査した上で、9月に予定しております市立幼稚園対策協議会へ諮問し、10月には実施年度を決定してまいりたいと考えております。

次のページになります。

議会の最初のご報告は、第4回定例会の時期を予定しております。

4、1学級の幼児数及び定員の見直しの検討です。現在、4歳児、5歳児ともに1学級の幼児数は35人で、6教室あることから、園の定員を210人と設定しております。これを3歳児保育の実施時期に合わせて見直すことを考えております。

見直しの内容といたしましては、まず3歳児の学級は4歳児より未熟といった発達段階を踏まえまして、新たに幼児数を設定いたします。4歳児及び5歳児につきましては、近年、園児数が減少傾向であることや、特別な支援を必要とする幼児の在籍が増えているといった状況等を勘案し、適正な幼児数に見直します。1学級当たりの幼児数を基に園全体の定員を設定し直します。これらの定員等につきましても、議会に対しましては決定次第ご報告をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

花島議員 人数が増えるのか、あるいは1学級当たりの定員が変わる、しかも数が増える方向じゃなくて逆ですよ、きっと。そうすると、必要な職員の数が考えなきゃならないのかなと思うんですが、その辺も検討の対象に入っているんですか。

教育部長 正職員の教職員の数につきましては、クラス数に合わせて、担任として配置するのは正職員の数になります。

以上です。

石川議員 今の質問に関連するんですけども、例えば特別な支援が必要だという園児がいる。そうすると、定数の職員数で足りるわけですか。

学校教育課長 その際は、支援員等をそのお子さんの状況を把握しながら、配置していくという形になります。

石川議員 もう一つちょっとお伺いしますが、この特別な支援をする園児は、年々減少しているんですか、増加していますか。

学校教育課長 今のところ増加傾向にあるというふうに思っております。

議長 ほかに。

原田議員 今の特別な支援を必要とする幼児についてちょっとお聞きしたいんですけども、大体どういう幼児をそういうことを言うのか、あとは特別な支援というのはどういうのを目指しておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

ひまわり幼稚園副園長 ひまわり幼稚園副園長、鈴木です。

私のほうからお答えさせていただきます。

すみません、特別な支援というのは、現在、令和4年度に関してなんですけれども、実際、言葉がお子さんが出なくて、コミュニケーションがちょっと難しいお子さんがいます。その方には1対1でつけています。また、入園の様子で、初めて集団生活をするお子さんが多いものですから、みんなと一緒に動くという、担任1人では対応が難しい状況が年々増えているので、担任プラス副担任という形で各クラスつけているのが現状です。

以上です。

教育部長 考え方ということでありました。

私どもとしては、特別な支援が必要なお子さんが、環境整備をまず第一に考えたいと思っています。環境整備で一番重要なのは、適正な規模の中での保育、目が届く保育というのは、かけられる保育ということで、今回の定数の見直しもそのあたりを勘案してと思っております。その子の特性に応じた教育ができればと思っております。

以上です。

原田議員 そうしましたら、もうそういうお子さんを面接をして、なるべく市では受け入れていこう、みんなと同じように幼稚園教育をさせていこうという方針であるということでしょうか。

学校教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

議長 ほかにございませんか。

寺門議員 民間保育関係へ意見聴取ということでありましたけれども、これについては公表できる限り結果についてちょっとお知らせをいただきたいんですが、どういう意見があったのか。

教育部長 お答えいたします。

市内民間保育、ここには6法人とございます。1法人で複数の園を持っているところもありますので、代表園のところに出向きましてお話を聞いてきました。保育所と認定こ

ども園と純粋な幼稚園です。

いずれの施設さんからも、一定のご理解はいただきました。公教育として今、お子さんを預けるという保護者のニーズはやはり低年齢化している、そっちにシフトしているという現状踏まえて、公教育として3歳児を実施するのは、それは意義のあることだというとも言ってくださったところもあります。おおむねそのような反応でございました。

ただ、特に純粋な幼稚園は、やはり経営的な危機感は抱いているのは、率直なご意見をもらっております。那珂市の公立幼稚園と3歳児保育をするということではどのくらいそこに取られてしまうのかと。そのあたりもせっかくいただいたご意見なので、私どもとして、その民間幼稚園さんとどのあたりで落としどころを探っていけるのかということも、今後、慎重に精査してまいります。その上で、民間の幼稚園さんの代表が入る9月に開催される市立幼稚園対策協議会、この中でさらに協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

寺門議員 丁寧に意見を聞いていただいて、対応も今後そういうふうにしていくということとは分かりました。

一方では、ひまわり幼稚園についても最終的には認定こども園という形があると思うんですね。それを考えると、4歳、5歳児の園児が減っているということについて、一方では民間保育所では増えているわけですよね。全体のその少子化の傾向がずっと続く中で、最終的に一番難しい教育と保育の部分があるんですけれども、丁寧にその話をしながらということになるんですが、最終的にやはりどうしても取り合いになるという懸念があるわけですね。その場合にどう折り合いをつけていくかというのは、これからの課題にはなるとは思うんですが、3歳児保育については、ひまわり幼稚園については、保護者の方から要望もたくさんありまして、どうしてもやってくださいねということなんですけれども、那珂市全体としてどういう幼児教育・保育というのを今後目指していくのか、その辺はどう考えていますか。

教育部長 私どもは教育の分野で幼稚園教育というところを担当しております。ほかの民間保育、それから認定こども園というのはこども課のほうで担当をしております。こども課のほうでは、子ども・子育て支援の計画を立てて、その中で各年代の推計値から定員等を調整をしているようなこともしております。

冒頭に、認定こども園を目指すという方向性もご指摘をいただきました。今回のスマイルプランの中には、将来的な可能性として、そこも明示しております。ただ、認定こども園にするには、これは保育の部分がプラスになっていくということで、那珂市としての待機児童がどのくらい今後出てくるのか、そのあたりも精査しながらなので、例えば、今回、3歳児やった、じゃ、ゼロから2歳もやろうかという、単なるその定員の確保のための拡大という、また別の問題が出てきますので、ここも市長部局と綿密に調整し

てまいりたいと思います。

以上です。

寺門議員 3歳以降については、私もそういうような考えでいいかなというふうに思いますけれども、ゼロから2歳のところは、これ保育プラス認定こども園ですと両方当然対象に入りますので、この辺も重点に考えていただきたいなということを要望しておきます。

古川議員 この3歳児保育の実施というのは、簡単に言うと4歳児、5歳児のクラスが減っていますか。まずちょっとそこを確認。今、ごめんなさい、じゃ、いいです。うなずいていただいたので減っていると。

ということは、3歳児保育というか、3歳児を預かるというニーズに応えていかないと、ひまわり幼稚園の存続すら危ういと、そういうことなんでしょうか、簡単に言うと、まず。

教育部長 大変厳しいご指摘ですが、現実的なものと受け止めております。

今回、スマイルプランを策定して、将来にわたる運営方針を検討する中で、やはり園児が減っているという現実はどうしても避けられません。これ全体的な少子化の影響がございます。また、3歳児をやっていないからひまわり幼稚園が選ばれないという状況も背後にはございます。

まずは、私たちのできる範囲の中で園児獲得の方策としては、この3歳児保育、一番に考えております。

以上です。

古川議員 分かりました。

そうしますと、4歳児、5歳児のクラスが減っているので、そうするとその分3歳児を実施したとしても、先ほど担任は正職員という話ありましたよね。ということは、職員数は足りているということですか。もし、仮に足りないのであれば、以前、幼稚園統合したときに本庁に引き上げるという言い方が正しかどうか分かりません。そういう方も何名か残っていらっしゃいますよね。そういう方をまたお願いするということも可能なんではないでしょうか。

教育部長 定員のところでご説明したとおり、ひまわり幼稚園は6教室、まず教室数が限定されていますので、3歳児、4歳児、単純に考えれば今4歳児3クラス、5歳児3クラスということでスタートしています。現実には2クラスに減っているというのがありますけれども、そこで単純に考えれば3歳児2クラス、4歳児2クラス、5歳児2クラスという6教室を全て使える、使うというのを、これを目標に立てております。そのための園児確保というところです。

職員ですが、先ほど申しましたとおり、担任が正職員として6人配置するのが基本です。そこに副担任として常勤講師、また支援が必要な子供のために支援員ということで、態勢を整えております。でも、どうしても正職員は担任なので6人よりもあぶれてしまえ

ば、これはまずは菅谷保育所との人事交流になると思います。

以上です。

古川議員 分かりました。

小泉議員 3歳児保育、これ前から私言っているところなので、やはりある程度市民のニーズという部分ではやむを得ないというか、民間の調整はあるとは思いますが、私はやはりやるべきだというふうに思っています。

その上で、民間とこの公的な幼稚園の差をどこに持っていくかというところだと思うんです。その場合に先ほど冒頭に出ていた特別な支援が必要な子供たちというのは、やはり民間ではなかなか扱いにくかったりとか、余計に支援員をつけるようなので費用がかかったりとかあると思うんです。そこを民間と公的なところの違いとして一つ公立の幼稚園は積極的に受け入れて、そういった体制を整えていくというところも一つかなというふうに思いますので、そのあたりを含めて今後ご検討願えればと思います。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

再開を午前11時10分といたします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等についてを議題といたします。

初めに、国内及び県内の感染者の状況についてから、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、執行部より一括して説明願います。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。ほか関係職員が出席をしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明をいたします。

資料2ページをお開きください。

国内及び県内の感染者の状況についてになります。

(1) 国内の感染者の状況、こちらの資料につきましては、作成時、8月10日のアドバイザリーボードの会議資料のほうから取っております。それから2週間たっておりますけれども、全国の感染者数、新規感染者数につきましては、これまでで最も高い感染者レベルが継続しておるというところは全て同様でありまして、全国の都道府県においても前回の感染拡大時とそれよりも大きく超えて拡大が続いているということは継続しております。

実際には、新規感染者数の数が減少に転じている地域も多少ございますけれども、多くの地域で増加が続いております。こちらのほうは今現在、子供たち夏休み期間もあります。また、そういった接触機会ですとかお盆で人の移動がありました。そういった影響も前から懸念はされておりましたけれども、大きく影響があることと考えております。

3 ページのほうに進めていただきまして、(2) 県内の感染者の状況になります。

茨城県コロナ N e x t 対策につきましても、7 月 22 日からステージ 3 の状況となっております。茨城県のこちらの判断指標につきましても、7 月 29 日から医療機関、保健所の負担軽減のためということで、判断指標のほうの見直しがされております。こちらにつきましても、議員の皆様もご存じのとおりかと思っておりますので、そちら資料のほうをご参照いただければと思います。

画面下のほうになります。

現在の茨城県の感染者の状況になりますけれども、直近であります 8 月 22 日、昨日現在、療養中の方は 2 万 4,852 人ということで、この資料を作成しました 13 日現在よりも現在療養中の方、増えております。そのうち入院中の方も 519 人となっております、重症の方が 4 名と 8 月 13 日時点よりは減っておりますが、中等症、軽症とも増加しているような状況となっております。自宅療養者につきましても 2 万 3,307 人ということで、やはり同じように増加しているような状況となっております。

4 ページに進めていただきまして、こちらは 2、市内の感染者の状況についてになります。

市内の新規陽性者数につきましては、7 月上旬から急増しております、8 月 13 日時点で 3,179 人、昨日 8 月 22 日時点で 3,675 人となっております。1 週間当たりの新規陽性者数につきましても、7 月上旬から急増をし始めまして、7 月 31 日から 8 月 6 日の週、419 人が一番最高となっております。その翌週が 345 人。直近の 1 週間、8 月 14 日から 8 月 22 日につきましても 376 人ということで、新規感染者が継続して多く発生しているような状況となっております。

次、5 ページのほうをご覧ください。

3、那珂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況になります。

第 76 回を開催しております。この開催状況の中身につきましては、既に関後、ラインワークス等を通じて議員の皆様にはご報告させていただいているものと様ですので、そちら資料のほうをご参照いただければと思います。

健康推進課からは以上になります。

議長 続きまして、市立小中学校、幼稚園の対応について執行部より説明願います。

学校教育課長 学校教育課でございます。

資料 6 ページをお願いいたします。

小中学校及び幼稚園の対応について。

小中学校及び幼稚園において、安全で安心に2学期を迎えるため、以下のとおり対応いたします。

(1) 感染の未然防止。2つございまして、①基本的な感染症対策の徹底、②といたしまして各家庭における感染症対策の徹底の協力依頼ということで、各学校から各家庭のほうにメールを配信いたします。

(2) 感染の拡大防止。感染者が確認された場合、次の対応により2次感染やクラスター等の感染拡大を防止する。1つ目が臨時休業。感染者の行動、接触履歴や感染の広がり等から総合的に判断し、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業を判断してまいります。②濃厚接触者の自宅待機といたしまして、児童生徒等7日間、教職員7日間、教職員につきましては、5日間まで短縮という形で2学期を迎えるに当たりまして対応してまいります。

学校教育課からは以上でございます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

寺門議員 間もなく9月1日から学校が始まるわけですが、長い休みが終わりまして、現在でも児童生徒、それから園児が陽性者、感染者がかなり率として高い、多いですね。このまま休みが明けて、いざ9月1日から学校のほうへ行って、まずはその心配するのは感染が拡大するのではないかなという一つ懸念があります。ついては、その対策について従来どおりという案内が既に学校関係、小学校関係なんかは流れておりますけれども、特段その注意というか、そういう事項についてちょっとお聞きしたいんですが。という点に注意を払えばいいのかですね。

学校教育課長 やはり今月に入りまして、幼稚園、小中学校の児童生徒、教職員につきまして、感染の報告はされてございます。

感染対策といたしましては、真新しいものはございませんけれども、基本的な感染症対策といたしまして、やはりマスクの徹底だったり、密を避ける、身体的距離を確保する、そういったことが基本になります。また、家庭にお願いすることといたしましては、毎朝の健康観察、体調が悪いまま登校をさせないとか、家庭内に体調不良者がいる場合は登校を控えてもらうとか、そういったことを引き続き周知して、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

寺門議員 分かりました。

それと登校途中等もありますけれども、そのマスク着用については、現在のところは休み期間なので着用はしていませんけれども、休み以前についてもその登校時には会話をしなければ外しなさいよというふうには指示はされているんですけれども半分半分ぐらいで、やはりそこもきちんと子供たちに指示をしていただきたいなというところは心配

なものですから、それマスク着用についてもきちんとやはり指示をお願いしたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長 登下校時のマスクの着用につきましては、これまでも指示はしているところでございますけれども、熱中症対策等もございますので、そういったことも含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長 ほかにございませんか。

富山議員 ラインワークスなんかでいろいろ私どもも送られてきて、よく見ているんですが、市役所の職員の結構感染があったり、5名、4名とかという連続で続く日もあったりして、業務のほうに支障とかは、やはりちゃんと充当していろいろ回して職員をやっておられると思うんですが、そういうのというのは大丈夫なんでしょうか。

健康推進課長 職員のほうでも感染がされているという報告は受けております。

ただ、1つの課でクラスター化するほどの1つの課に集中しているとか、そういうことは現在のところございませんので、今は通常体制の中での業務を行っているところになります。

富山議員 そうですね。学校にお子さんが行かれて、家族内で感染して、職員がお休みになるというケースが多いのだと思うので、くれぐれも職員の中での職員もいろいろ話したり、一緒にデスクにいるわけですから、ぜひとも気をつけてこれからも業務に当たっていただきたいと思います。

議長 ほかに。

君嶋議員 学校教育課にちょっとお伺いしたいんですが、子供たち、今、夏休みで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず教育委員会には報告をされているのでしょうか。

学校教育課長 学校教育課のほうには、各学校を通じまして検査をしていますよと。その結果が陽性でした、陰性でしたという報告は上がってございます。

君嶋議員 どうしても夏休み、スポーツ少年団等で子供たち、行動範囲が広がってきて、その中で体調を崩している子が結構いるんですね。その中で、実際に感染している子もいるし、体調が悪いという話は入ってくるんですけれども、その方がいつの間にか人数としては上がってこないのかなというのが感じる時があるんですね。だから、必ず病院に行って検査をしているのか、中にはしていない方もいるみたいなんだという話があるんですよ。実際、熱が1日出て、高くなって39度とか40度近くなっても、次の日にはもう熱が下がってしまうと、もうほとんど検査に行かないような感じの子もいるという話もうちらは聞いてくるんで、その辺どのようにちょっと対応していくのかをお伺いしたいと思います。

学校教育課長 学校に対しましては、基本的に風邪の症状、喉の痛みでしたり発熱がない場合でも鼻水が出たり、そういった風邪症状があるときについては受診のほうをお願いして、

抗原検査だったりPCR検査、できればPCR検査のほうを実施してくださいというようなお話はしてございます。

君嶋議員 できれば、あと10日間ぐらい夏休みありますから、各家庭でやはり体調を崩している子どもさんいれば、すぐ病院等での検査などをしてください等の連絡をもう一度していただければと私は思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

古川議員 例えば感染した場合も、これ健康推進課かな、感染した場合、もしくは濃厚接触者の場合で、例えば症状が出たと。喉が痛い、微熱があるという場合に、それが感染による症状なのか、もしくは後遺症による症状なのかというような場合がありますよね、特に感染した場合。そのときに、例えば10日間なら10日間、自宅療養、待機してくださいというような話になったとしても、例えば10日目にまだ喉が痛い、微熱がある、これがどういうものなのか。病院に行けばいいんでしょうし、例えば検査のキットを使ってやればいいんですが、病院にも来ないでください、キットも手元にないですというような場合はどのようにしたらいいんでしょうか。これ例えば、市民の方からそういう問合せとか相談というのはないですか。

健康推進課長 今のご質問に対してになりますけれども、特にそこまでの問合せ等は、現在、健康推進課のほうでは受けてはおりません。一応10日以上過ぎて、症状、今のオミクロン株の感染になってからにつきましては、やはり重症化はそこまでしないというところが分かっておりますので、重症化リスクがある方はできるだけ医療機関での検査をお願いしますと。今、県のほうでも8月19日から方針が少し、医療機関の医療逼迫、発熱外来の医療逼迫というところを解消するために、検査キットを県のほうが送りまして、それで検査をして、ご自身で陽性だった場合には登録をしていただくような、そういうシステムを開始しております。

ただ、その中で症状がやはり続いて心配なときには、医療機関の受診というのは必要とされますので、そちらのほうは進めていく形となります。

ただ、医療機関のほうでお断りをされてしまうということは、やはりそこは問題であるとは思いますので、そういったところは県を通じながら県医師会ですとか、医師会のほうにもそういう声があった場合にはちょっとお伝えをしながら対応を、医療機関もかなり大変な中で診療をされておりますけれども、一応ご協力をお願いをしたいということでお伝えはしていこうとは思っています。

古川議員 だから、例えば医療機関に受診できるまでの期間、キットが届くまでの期間、そういった間はできれば自宅待機してください、自宅療養してくださいということですよね、症状があればね。だから、それが感染による症状だったら、ある程度の期間で治まるのかもしれませんが、これが後遺症だったとすると、ずっと続く可能性もありますよね。その判断は結局は自分でするしかないのかなというような話にもなっているんですけれ

ども。だから非常にその辺が、我々自身もそうだし、市民の方に聞かれたときに、いや、病院で受診してくれないんだよ、キットが届かないんだよという場合に、自宅で待機してくださいというようなことしか言えませんよね、無責任なこと言えないし。だから、そういう考えでよろしいんですかね、というか、それしかないのかな。はい、分かりました。

議長 ほかに。

花島議員 幾つか聞きたいと思います。

まず、児童で重症になった方はいるのかどうか、その統計データなり何なりありますでしょうか。小学校、中学校ですけれどもね。

学校教育課長 今のところ、重症というお話は聞いてございません。

花島議員 聞いていないということは、聞いていないというだけで、特にそういうのがあったら分かるようになっていないわけではないということですか。

学校教育課長 学校からの報告はあるはずでございますので、そういった報告はございません。

花島議員 それから、これ学校教育課になると思うんですが、家族に感染者が出た場合に待機してほしいという話があります。そのときに1日、2日よりもうちょっと長くなる可能性が高いわけですね。IT技術なんかは導入しているので、今は夏休みですけれども、その何ていうかな、学習のサポートみたいなことは何か考えていますでしょうか。

学校教育課長 状況によりましては、リモートだったりタブレットを活用しまして実施することも可能だというふうに考えてございます。

花島議員 可能だなと思っているだけで、まだ具体的に何も考えていないということですか。

学校教育課長 実際に、すみません、タブレットを活用して実施してございます。

花島議員 これは学校関係じゃないんですが、古川議員の質問にもあったような検査ですね、抗原検査にしろ、PCR検査にしろ、どういう条件だったらどういうふうにただでやるのか、あるいは有料でどんなふうにできるかが何かしょっちゅう変わっていますよね。何かそれが非常に混乱しているんですが、今は一体どうなっているんですか。つまり、抗原検査とかPCR検査は、まず市販なり何なりの有料のやつだったら、できる状態ですか、それが1つですね。

もう一つは、県が抗原検査キットをやっていますし、さっき配るという話がありました。が、どういうときに無料でできるのか、その辺、ころころ変わっているように思うんですが、現状はどうなんでしょうか。

健康推進課長 現在の検査につきましては、症状がある方は基本は診療をしていただくというのが前提なので、発熱外来のほうで診察をして、検査を受けていただくのが従来どおり、基本はそうになって、そこは変わりはありません。

ただ、現在のオミクロン株の感染拡大が物すごいので、受診したくても検査をしたくても医療機関での検査が十分にできないという方もいらっしゃる、現実にある。どこ

にかけても電話が出ないんだけどというお問合せいただいたりもしますので、その対策として県のほうで重症化リスク、65歳以上の方、あとは65歳未満でも基礎疾患等の重症化リスクのある方、その方たちができるだけ発熱外来のほうで検査ができるように、調子が悪いときにそちらが受診できるようにということで、そういうのに該当しない方たちは無料で検査キットを県のほうにホームページ等に掲載しておりますので、そちらのほうに申請をすれば県のほうから検査キットが郵送されて、検査が、抗原検査ができますというような状況になっております。

ただ、あとは薬局で無料検査ができるようになっておりますけれども、そちらのほうも条件がもちろんありますけれども、イベントに参加するとか、病気の方の受診の際に面談に行きたいので検査をするとか、ある程度そういった条件はありますけれども、薬局でのそういった無料検査のほうも現在もまだ実施はしております。

花島議員 分かりました。

笹島議員 何か最近はあるですね、職場から持ってきたり、学校から持ってきたり、家庭内が増えてきていますよね。今、誰がかかってもおかしくない、そういうんで、前は飲食関係で飲み屋行って、私もよく怒られたんですけども、飲み屋行って、あれして騒いでんじゃねえよと、かかっちゃうというのがあったけれども、私はそれはやっていないんですけども、そういうわけでどこからかかって分からないで、いつ、誰がかかってもこういうぺらぺらしゃべっている私もいつかかかってもおかしくないと、人以上にアクティブな人間だから。それは冗談ともかくしてさ。

実際、私どもちょっとある人に頼まれたらね、抗原キットかな、何か品不足でどこも置いていないんだよね。検査もできない。PCR検査を任意でやると二、三万取られるとか、そこら辺のクリニックだと、ほら、熱のある方お断りなんてね、発熱外来はどこでやっているのかなんていうんで、実際みんな困っちゃっているわけですよね。ですから、そういうご指示、保健所にかければ電話つながらないしね、ありきたりの話ばかりしないでと。

ですから、本当に困ったらどこに問合せして、どのようにこうする、何か一本化してくれるようなことはないんですか、それは。

健康推進課長 議員がおっしゃられていること、市民の皆様がそういうふうに感じていらっしゃることは、いろいろな問合せをいただきながらそういうことなんだろうなと考えておりますけれども、そのこのところを市が窓口になって、全ての医療機関から調整ができるということでは現在はありませんので、現在のところは県が主体になって検査の外来、発熱外来ですとか、医療機関の調整ですとか、そういうところは現状のところをまずご説明をさせていただきながら、今の体制でやっていくしかないと考えております。

笹島議員 先ほど言ったように誰がかかってもおかしくないんで、無症状の方もいると思うんですけども、それでうろうろされちゃ余計広まっちゃうわけですよ。そうすると何が

心配かという、私らはもう薬局で買ってきたんですけれども、2,000円幾らの抗原キット、でもそれ医療用と研究用があって、医療用は少し当てになるかもしれないけれども、研究用はもう全然当てにならないということで、これお分かりでしょうけれども。その検査キットで陰性出ても、PCRで陽性になったという、これ何人もそういう話を聞いているんですよ。ですから、どこに行っても何していいか分からないということで。

市のほうでやはりコロナ対策臨時交付金なんかもらっているんだから何億円もね。そういう気にかけている人は無料でやはりPCR検査なり抗原キットなりを何かしてあげるような方法でも少し考えたらいんじゃないかと思うんですけれども、どうなんですか市長、そういうことは。

市長 議員のご心配、そのとおりだと思いますけれども、現状では県のほうの対応で薬局なんかで無料の検査、これもさっきも担当課長から説明ありましたけれども、条件付ですから誰も彼もが行って、俺心配だからということではできないですね。収拾がつかなくなっちゃいますんで。今ある現行の制度の中でそれをご利用いただいて、不安の払拭に努めていただくということしかないと思うんですが、あといろんな相談事、心配事あった場合には、市のほうでも健康推進課が窓口になって相談できる体制もありますので、そちらも使っていただく、そんなことでお願いをしたいと思っています。

笹島議員 市長、そういうあれじゃないですよ。無条件でいつでも、どこでも、誰でもということにやはり前向きに行政がしないと、やはりいろんな条件つけて、ああだね、こうだねとやっていたら本当にその手前でね、今言っていたちょっとおかしい、検査しようという気持ち、もうみんなそういう方はもう熱があつて、三十何度も、38度も9度もあつて、もう神経ナーバスになっていますからね。ですから、そういう方にとってやはり温かい支援を伸ばしてあげるような市の行政というのは大事だと思うんですけれども。

他力本願で県にどうのとか、こういう条件がじゃなくて、那珂市としてこういうことやったよということで市長、意気込みがないですか、そういうの。

市長 気持ちは十分に分かりますけれども、これ財源も伴いますし、そういったことを考えればすぐにどうこうできるということでもないのかなと。残念ですけれども、気持ちは十分にご理解しますけれども、全体的なことを考えてやはり取り組んでいかなきゃいけないということになると思います。よろしく願いをいたします。

議長 笹島議員、市長に聞いてもちょっと難しいので、担当か誰かに変えてください、質問を。担当のほうに。

笹島議員 ちょっと続きがあるんで。

議長 どうぞ。

笹島議員 すみません、担当の課でもいいんですけれども、担当課の方、コロナ対策臨時交付金というのは1億円、2億円、3億円ともらっていますよね。それを何でこういうほうに使わないのかな、それは。ほか何使っているの、この、国からもらっているんでしょ

う、無条件で。分かる人いますか。

政策企画課長 政策企画課でございます。

この後に、7ページのところで今回、コロナ臨時交付金の部分についてはご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 笹島議員、この後、市独自の進捗状況についてのあれがありますので、説明が。そのときに一括して終わった後に質問をしてください。分かりましたか。

笹島議員 了解。

議長 ほかに。

花島議員 県から無料で薬局経由で使わせて、条件があって、イベントやる場合みたいな話なんです。私、具体的な例でちょっと小さな、五、六人集まるイベントを考えているんですが、集まる人はみんな私より年上、つまり70歳以上なんです。そのときに、要するに大きな社会的に名の通った集会でも何でもない小さな集まりなんです。そういうときでもそういう条件があるからということで県は、県のそのシステムで対応できるんですか。

健康推進課長 申し訳ありません、個別それぞれの事例につきましては、直接お問合せをいただければと思います。こちらで間違ったことをお伝えしてしまうといけませんので、直接お問合せいただければと思います。

花島議員 その県のほうにということですね。

健康推進課長 薬局のほうでも大丈夫だと。

花島議員 薬局のほうで。

健康推進課長 事前にご連絡をして、こういうことに使いたいんだけどもということでお問合せをいただければと思います。

花島議員 その場合、那珂市内に住んでいるのは私だけなんです。だから、もしやるとしたら各人が住んでいるところでやるというわけですが、そのときに何ていうんだろう、こういうイベントのお墨つきみたいなやつとか、その条件を聞くのは、私が聞いて、それでほかの市に住んでいる会員の方にも伝えればさっと円滑にいくんでしょうか。

健康推進課長 薬局の検査についても、那珂市民は那珂市内の薬局だけでという限定ではないので、集まりの皆様の分をこういうふうにここでやりたいんだけどもというのも併せて薬局のほうにお問合せいただいた中で、那珂市の方だけうちでやりますから、ほかの市の方はほかの市の薬局でやってくださいというお答えになるのではなくて、多分1つ、特に市町村限定はされていないはずなので、まとめて検査の申込みをしていただくということはお問合せをしていただければと思います。

花島議員 分かんないですが、例えば会員の1人は北茨城市なんです。そうすると、私が那珂市のどこか薬局へ行って、それならいいですよといった場合に、私が何人分かを参加者のやつをもらって、各人に届けて、検査して出てこいというんですか。それとも、

来てもらって、その薬局から人数分ということですか。

健康推進課長 すみません、そういった具体的なところになりますと、私のほうでも十分にお答えできませんので、直接そこも薬局のほうにお問合せいただければと思います。ここ近隣の方であれば那珂市の薬局で皆さん一緒に検査でもいいのかなと先ほど思ったんですが、北茨城市の方もいらっしゃるということですので、近い方ばかりではないということであれば、身近な、近くでできることも可能でしょうから、そのあたりはお問合せをいただければと思います。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ほかになければ終了といたします。

続きまして、市の独自支援等の進捗状況について執行部より説明願います。

まず初めに、政策企画課。

政策企画課長 政策企画課でございます。よろしくお願いいたします。

資料7ページの上段になります。

5、市の独自支援事業等の進捗状況についての（1）令和4年度新規実施事業でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検討、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分についてご説明をいたします。

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細かに実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されました。これによりまして、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者の支援といった取組をしっかりとされており、それに対応するべく市の独自支援メニューを検討いたしました。

資料中ほどの右側の表の中に記載がございますが、この交付金の令和4年度に充当できる交付額は令和3年度からの繰越分と合わせまして、合計で2億8,539万2,000円でございます。

下の大きい表の中の記載は、この交付金を活用して実施する支援メニューとなっておりまして、1の生活者支援としましては、生活困窮を含む子育て世帯等に対する4つの支援メニューを。2の事業者支援では、農業者と運輸、交通分野の事業者に対する3つの支援メニューを。3の生活者支援、事業所の支援では、全ての市民と市内事業所を対象にした支援するメニューを策定し、4の感染症対策では、市民サービスの向上につながる2つの事業をメニュー化しまして、今回のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を中心とした市の独自支援メニューとなっております。

7ページ下からの各事業につきましては、各担当課からご説明いたします。

議長 続きまして、こども課。

こども課長 こども課でございます。よろしくお願いいたします。

7 ページの下の表でございます。

生活者支援としまして、子育て臨時応援給付金事業でございます。事業費8,655万4,000円でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し子育て臨時応援給付金を支給するものでございます。

概要でございます。

対象者として、ゼロから18歳までの方で、令和4年8月31日現在、那珂市に住民登録のある方。詳細は児童手当受給世帯が7,000人、それから高校生のいる世帯が1,600人でございます。支給額は児童1人当たり1万円。

期間として、1番の児童手当受給世帯に対しましては、10月31日までに支給ということで、申請不要でございます。2番の高校生のいる世帯は、令和5年2月28日まで申請が必要でございます。申請後、速やかに支給ということでございます。

続きまして、8 ページの上段でございます。

保育施設物価高騰等対策支援事業でございます。事業費691万4,000円。コロナ禍において原油価格、物価高騰等の影響を受けた保育施設に対して負担軽減に資する支援金を支給するということでございます。

概要でございます。

対象として、市内の民間保育所、認定こども園、地域型保育事業所、民間幼稚園、認可外保育施設でございます。

支給額として、食材料費、給食費支給分が月額400円、1人当たりでございます。燃料費の支給が、光熱水費月額20円、送迎バス代が月額400円、こちら各保育施設に入所している児童分を掛けまして保育施設に支給するものでございます。

期間は令和4年度分として、令和4年4月から令和5年3月分といたします。

こども課の説明は以上でございます。

議長 次に、学校教育課。

学校教育課長 それでは、学校教育課でございます。

学校給食費高騰対策事業といたしまして、事業費1,365万5,000円、子育て世帯の負担を増やすことなく安全で安心な給食を提供するため、物価高騰による学校給食食材の値上がり分について市が負担するものでございます。

概要です。

学校給食費の賄い材料費の増額、物価高騰による賄い材料費の値上がり分を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

就学奨励特別支援事業でございます。事業費が963万円、こちら令和2年、3年も実施している事業でございます。コロナ禍において物価高騰等の影響を受けている低所得世帯に対し就学奨励特別支援金を支給するものです。

概要です。

就学奨励特別支援金。対象者でございますけれども、就学援助費受給世帯、基準日は令和4年11月1日。世帯数ですけれども約200世帯、321人分の予算でございます。支給額につきましては、児童生徒1人当たり3万円というものでございます。

学校教育課からは以上でございます。

議長 続きまして、農政課。

農政課長 9ページ下段になります。

農業資材等価格高騰臨時対策事業についてご説明をいたします。

事業費は5,654万8千円であります。この事業は原油価格・物価高騰により、農業生産資材価格上昇の中、農業経営の改善及び安定化を図ることを目的としまして、経費の上昇、高騰額を補助するものがございます。

事業概要でございます。

対象者等につきましては、自ら生産した農畜産物及び当該農産物を原料とした加工品を販売するもので、令和3年における農業販売額が30万円以上の者、かつ市内に住所を有する者または市内に事業所を有する法人でございます。対象件数としまして約700の経営体を想定しております。

補助の支給額でございますけれども、令和3年の農業経費のうち肥料や飼料などをはじめとしまして5つの項目を対象としております。それぞれの上昇率を乗じて算出いたしまして、合計額を補助額といたします。なお、上限額は50万円とさせていただきます。

事業期間でございます。

申請の受付につきましては、令和4年12月1日から令和5年1月31日までといたしまして、年度内に支払いまで完了するという予定をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 商工観光課。

商工観光課長 商工観光課でございます。

資料10ページの上段をご覧いただきたいと思います。

事業名は、貨物自動車運送事業者等支援事業となります。事業費は2,434万円でございます。

事業の目的としまして、原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者に対し支援金を支給することを目的としております。

事業概要ですけれども、対象者は市内に事業所を有し、中小企業に該当する下記の事業

者となります。一般貨物運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者。

支給額ですけれども、一般貨物運送事業は1台当たり5万円、貨物軽自動車運送事業者は1台当たり2万円、一般貸切旅客自動車運送事業者は1台当たり5万円となります。ただし、上限を100万円と設定してございます。

続いて、申請期間になりますけれども、申請期間は令和4年10月3日から令和5年1月31日となっております。

商工観光課からは以上でございます。

議長 続いて、都市計画課。

都市計画課長 都市計画課です。

資料は同じ10ページの下段となります。

公共交通事業者支援事業についてご説明いたします。

まず、事業費です。67万1,000円でございます。

この事業の目的ですが、原油価格の高騰による燃料費の上昇により、直接的な影響を受けている一般乗合旅客自動車運送業者及び一般乗用旅客自動車運送業者に対し、支援金を支給するものでございます。

次に、本事業の対象者でございますが、市内の一般道を運行する路線バスの事業者、または市内に事業所を有するタクシーの事業者となります。

次の支援の額でございますが、路線バス事業者に対しましては1事業者当たり29万9,000円、タクシー事業者につきましては、LPGガスを燃料とする車両に対しまして1台当たり3万3,000円、ガソリンを燃料とする車両につきましては1台当たり2万1,000円を支給いたします。

申請期間につきましては、令和4年10月3日から令和5年1月31日までといたします。

都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

事務局長 すみません、事務局なんですけれども、ちょっと議事進行の都合上、一旦ここで切りまして、ここまでの質疑を受けます。残りはそれが終わってから説明いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

議長 今の、都市計画までの課に対して説明が終わりましたので、何か確認したいことはございませんか。

古川議員 こども課に伺いたいんですけれども、その前にこれはあくまでも市独自の新規事業ですよ。何か1週間か2週間ぐらい前に新聞で子育て世帯への何か応援の給付金みたいな、一律5万円と、非課税世帯というのが何か条件で書いてあったような気がするんですけれども、ということはこの7ページのこれではなくて、この後にちょっと飛んじ

やって申し訳ないですけども、13ページに、子育て世帯で一律5万円、非課税世帯と
いうのが出てくるんで、これのことなのかなと思うんですが、ただ、ついこの間出た新
聞の報道なので、6月6日から始まっていないような気がするんですけども、また別
に何かそういったようなものがあるのか、思い当たるところがありますか。

こども課長 こども課でございます。

まず、13ページにあります子育て世帯生活者支援特別給付金事業は、国の支援事業で
ございまして、ひとり親の方に一律5万円を支給するものでございますが、こちらは令
和4年度6月から始まっております。

議員おっしゃるその新聞報道等は、今後、県の独自事業で県のほうがやはりひとり親世
帯、児童1人当たり5万円を給付するという県の9月補正でお考えになっているものだ
と思われま。

以上です。

古川議員 はい、分かりました。この13ページは国で、県の9月補正で県のほうで今度また
支援が始まると。さらに、この市のほうでは10月からでしたっけ、これ。今後、その支
給があると。ということは、それに例えば全部該当していれば全部頂けるといことな
んでしょね、それぞれ財源が別なので。

こども課長 条件が合致すれば全部支給が可能でございます。

古川議員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ終了といたします。

暫時休憩とします。

再開を1時といたします。

休憩（午前11時57分）

再開（午後1時00分）

議長 午前中に引き続きまして再開いたします。

引き続き市の独自支援事業等の進捗状況について執行部より説明願います。

まず、水道課。

水道課長 水道課の高塚です。

資料の11ページの上段になります。

それでは水道使用者支援事業についてご説明いたします。

事業費1億7,275万円です。事業の理由ですが、原油価格や電気・ガス料金を含む物価
の高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的な負担を幅広く軽減するため、水道料金
の基本料金と量水器使用料を4か月間減免するものであります。

概要ですが、水道基本料金等の減免、対象者は那珂市で水道を使用している全世帯及び

事業者です。ただし、地方公共団体及び国が使用している施設を除きます。

現在の対象者件数ですが、前回の検針データを基に出した件数で、一般世帯数は2万867世帯、事業者数は1,345事業所です。合計2万2,212件でございます。

減免額は、基本料金及び量水器使用料です。期間は、令和4年10月使用分から令和5年1月使用分までといたします。

説明は以上になります。

議長 続きまして、市民課。

市民課長 市民課、関でございます。

11ページ下段になります。

那珂聖苑感染対策事業、事業費でございます。626万7,000円です。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、式場での感染予防、密を避ける対策として大・小の式場の固定式ベンチを1人がけ椅子に入れ替えるものでございます。

概要につきましては、購入備品、1人がけ椅子、230脚、専用台車23台、運搬用台車2台でございます。そのほか諸経費が含まれます。

実施期間としましては、令和4年10月から5月末までを予定しております。

現在、固定式の1人ベンチで感染対策をしておりますが、この固定式ベンチを1人がけ椅子にすることで、感染拡大しているときには距離を取り、制限がない時期には所要人数が座れることが容易になります。密集回避の柔軟な対応と参列者が不快なく参列できるようにするため、1人がけ椅子に入替えをするものでございます。

以上です。

議長 続いて、介護長寿課。

介護長寿課長 介護長寿課の萩野谷です。

感染症対策、介護認定審査会等ICT環境整備事業についてご説明させていただきます。

資料は12ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、オンライン形式で開催している介護認定審査会等の会議資料をペーパーレス化するため、ICT環境の整備をするものです。

概要になります。

タブレットを35台購入し、併せて端末に係る備品を購入するほか、環境設定に係る費用、管理者講習会等の費用など合計で906万6,000円の事業費になっております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

議長 最後に、健康推進課。

健康推進課長 それでは、13ページのほうをご覧ください。

(2) 令和4年度実施事業進捗状況についてまとめてご説明をさせていただきます。

13ページから15ページまでの9事業。事業の概要につきましては、以前に説明をさせ

ていただいております。そちらの進捗状況を入れてあります。

15ページ、中段になります農業者緊急応援事業、そちらのほうはこちらの資料を作成時が申請受付開始の時期でしたので、申請件数が載っておりませんが、8月19日現在、申請の件数が241件になっていると報告を受けております。それ以外のものにつきましては、一部8月の日付のものもありますが、各課7月31日現在の実績をまとめて入れてありますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

寺門議員 11ページの上なんですけれども、水道使用者支援事業ということで予算組をされているんですが、これは市民幅広く全ての方を対象にというお考え方だろうと思うんですね。原油価格の書いてあるとおり、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的な負担を幅広く軽減するためということなので、その辺はどういう趣旨、今言った全部対象にということなんでしょうか。

水道課長 こちらの事業ですが、ここにも書いてあるように議員の言うとおり、経済的な負担を幅広く軽減するというところで、一般的那珂市の水道加入している全世帯を対象、あとは小さい中小企業から大企業までの事業者の1,345件、その部分を対象にやっていっていききたいと思います。

以上です。

寺門議員 幅広く漏れなく対象で、支援していこうということだろうと思いますので、水道料金は、いわゆる井戸水を使用されている方がたしか二十七、八世帯ぐらいあると思います。幅広く消費物価高騰、いろんな影響を受けているんでということの趣旨であれば、せめてその方々も水道料金の基本料金相当のものを支援してもいいのではないかなというふうに私は思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

水道課長 今回のこの事業ですが、幅広く支援するの中に公共料金の負担軽減というところで考えましたので、水道料金の軽減ということで減免のほうを考えております。

井戸水のほうに関しましては、ちょっと対象外になってしまうというところは懸念されますが、そういうふうに考えてやらせていただきます。

寺門議員 井戸水もかつてその水道料に切り替えるときに、たまたま個人でという方とそのそうじゃない場合もありますんで、その辺はちょっとあやふやな部分があるんですけれども、公共料金を納めている方対象ということで限定をされるわけですね。そこは考えていただけないんですか。

水道課長 すみません、今回に関しましては公共料金の軽減負担というところで考えさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

続きまして、新型コロナワクチン接種の状況について執行部より説明願います。

健康推進課長 資料のほうは16ページになります。16ページをご覧ください。

6、新型コロナワクチン接種の状況についてになります。

(1) 接種状況。資料のほうは8月15日時点での接種状況の数字が載せてありますが、昨日、8月22日時点での3回目、4回目の接種状況についてご説明をいたします。3回目につきましては、合計で3万7,621名、若干ですが接種が増えております。4回目の接種者数につきましては、1万2,300名になっております。特に60歳以上の方、60から64歳が1,200名、65歳以上は1万198名の方が接種を済まれているという状況まで進んできております。

(2) 以降、追加接種3回目も同様に今現在やっております。4回目につきましても、対象者のほうが7月22日から18歳以上60歳未満の医療従事者、高齢者施設等の従事者等も対象者に追加するというので、国の方針が出ておりますので、7月22日以降はそちらの方も対象として接種を現在進めているところになります。

そちらのほうは、接種券等申請が必要になりますので、16ページのほうに4回目の接種券の申請が必要な方の内容と件数はそちらに入れてありますので、17ページのほうに入れてありますので、そちらをご参照いただければと思います。

接種体制は、今現在、医療機関での個別接種と市のほうで行っております集団接種、県大規模接種、県大規模接種で行っている集団接種、そちらのほうで接種を進めておりますけれども、市設営の集団接種のほうも7月、8月で5日間設けております。合計1,255名、市の集団接種のほうでは接種を終わられております。県の大規模接種につきましても、県のほうで接種体制の強化ということで8月は毎日接種日程を設けまして接種を進めているというところであります。

あとノババックスワクチンを使用した接種に関しましては、県のほうで日にちを指定いたしまして、そちらも設定をしながら、現在も日数的には月に1日から2日という形にはなりますが、そちらを設定して接種のほうが進んでおります。

こちらの資料のほうには入れてはありますが、今後のワクチン接種につきまして、国のほうから8月8日付で事務連絡がありまして、報道等でもご存じかと思いますが、オミクロン株対応のワクチンを国がこの秋から進めるというところの方針を出しておりますので、今現在は、国の指示のほうは9月30日まで、法的にも9月30日までの接種ということで接種を進めておりますが、今後、それ以降も続くものとして準備を進めております。そこに係る経費につきましても、今回、補正予算のほうで計上させていただきながら対応させていきたいと考えております。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

古川議員 今朝の議会運営委員会で、市長のほうから5回目の接種、もう動き始めているというお話をされましたけれども、いわゆる基礎疾患のない60歳未満の方々の4回目というのは予定はされていないんですか。

健康推進課長 今、オミクロン株対応のワクチンということで準備を進めるようにというお話をさせていただきましたが、初回接種、2回目まで終わっている方全てを対象にして準備を進めるようにと国ほうから事務連絡が来ております。ただ、それ以上の詳細は来ておりません。

ただ、2回終わっている方は3回目、3回目が終わっている方は4回目、4回目が終わっている方は5回目という形の対応になってくるかとは思いますが。多分審議会等9月上旬にまた開かれますので、ある程度それぐらいにならないと正式文書は細かいところは来ておりませんので、今お答えできるのは現時点としてはここまでとなります。

古川議員 分かりました。希望されない方もいるのかもしれませんが、希望している方もたくさんいらっしゃると思うんで。

ただ、その5回目が動き出しているという話を聞いたので、じゃ、4回目、いわゆる3回目、4回目の方はちょっと置き去りになっちゃっているのかなと思ったものですから、そういうわけじゃないんですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

那珂市の新型コロナウイルス感染症対策の経過報告等については終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時15分）

再開（午後1時16分）

議長 再開します。

続きまして、第2次那珂市総合計画後期基本計画（素案）について執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第2次那珂市総合計画後期基本計画（素案）についてをご説明をいたします。

第2次那珂市総合計画の後期基本計画の策定について素案がまとまったため、議会にご報告するものでございます。

1の策定の経過でございますが、有識者など外部委員を中心としました総合開発審議会を1回、市の幹事課長や関係機関、活動団体、学生などをメンバーとしました総合計画

策定委員会を2回、各課の総括補佐をメンバーとしましたワーキングチーム会議などを経るとともに、7月末には、市民をはじめ高校生、大学生も参加をしていただきましてワークショップを開催いたしました。

2の今後の予定では、明日8月24日に、第2回総合開発審議会に本日と同じ素案をご説明しまして、協議した上でパブリックコメントを実施し、第4回定例会全員協議会で最終的に報告する予定としてございます。

それでは、本編の説明に移らせていただきます。

ページ番号が2段になっておりますが、下の番号で6ページをお願いいたします。

第1部、序論。

1、後期基本計画の策定の趣旨ですが、ここに記載がある内容につきましては、策定方針とほぼ同じであるため、省略をさせていただきます。

次の7ページでございます。

2、総合計画の構成と期間です。（2）の基本計画にあるとおり、後期基本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

続いて、次の8ページをお願いします。

3、後期基本計画の進行管理と行政評価は、現在の計画にも記載がある内容なので、ここでの説明を省略させていただきますして、9ページをお願いいたします。

4、前期基本計画における取組でございます。前期基本計画は、6つの施策の大綱と31の施策で構成しておりまして、10ページから12ページでは、その施策に対してそれぞれ実施してきた取組の概要を記載しております。

例えば、9ページの最初の施策であります地域コミュニティの充実を図るでは、10ページの最初の段落になりまして、地域コミュニティの充実については、市民自治組織などと協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が地域活動に参加するきっかけづくりとして協まち・カフェを開催しました。また、コミュニティ活動に必要な各種支援に努めましたとしまして、以下同様に各施策ごとに取組の概要を示しております。

飛びまして、28ページをお願いいたします。

ここでは後期基本計画の施策の体系を示しているページになりますが、現在策定している後期基本計画の構成につきましても、前期と同様にこの6つの施策の大綱と31の施策で推進するとしまして、後期基本計画も前期基本計画と同様の構成で推進していくこととしてございます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

ここでは前期基本計画の取組を総括して、令和2年度の市の施策評価の時系列比較評価を示しております。13ページの施策分野別では、向上した割合が高い施策は、2の安全で快適に暮らせるまちづくり、それと6の行財政改革の推進による自立したまちづくりであること。逆にかなり低下したと評価された施策は、基本的には新型コロナウイルス

感染症の受けた施策でございまして、利用者数などが減少したため評価が低くなっていることを示しております。

次の14ページでございまして。

5、自治体に求められる視点でございまして。私たちの住む社会は、社会経済情勢の変化や自然環境の変化などにより様々な課題に直面しています。それぞれの自治体において、次のような視点を踏まえた計画策定が求められているとしまして、6つの視点を挙げました。

(1) 少子高齢化に伴う社会経済の変化への対応、(2) 新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした行政サービスの在り方の構築、(3) 高度情報化社会の進展に伴い提唱されているSociety5.0やデジタルトランスフォーメーションへの取組、(4) 地球規模での環境の変化に伴い、今後も増加や激甚化が懸念される自然災害への継続的な対策の見直し、(5) 地球環境問題としてのカーボンニュートラルへの取組、(6) 誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの推進でございまして。

これらの視点を持って、後期の基本計画を調整して、策定をしております。

次のページからが第2部の後期基本計画になります。

16ページをお願いいたします。

序章、計画の策定に当たっての1、まちづくりの目標でございまして。まちづくりの目標は、「住みよさプラス活力あふれるまち」としました。「住みよいという本市の強みに加え、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも将来にわたっていい具合に田舎のこの場所で伸び伸びと暮らし、いい時間を過ごしながらか、一人一人がそれぞれの幸せを感じて、未来への希望を持てるまちとして発展するため、本市が持つ可能性を活かし、市民がにぎわい、活力であふれる那珂市を目指します」としております。

なお、7月11日で開催しました第1回の総合開発審議会におきまして、那珂市における幸福を意味するウェルビーイングを示してみてもというご意見がございまして、その考えをこのまちづくりの目標の説明文の中に取り入れました。

内容としましては、「いい具合に田舎の場所で伸び伸びと暮らし、いい時間を過ごしながらか、一人一人がそれぞれの幸せを感じて」という一文で、現在、市で取り組んでおります「いい那珂暮らし」と関連する表現を追加をいたしましたところです。ここでは、那珂市にとってのウェルビーイングについての具体的な説明ではなく、考え方として那珂市に住んでいるからこそ感じられるそれぞれの幸福というものを那珂市にとってのウェルビーイングの位置づけとして表現をしております。

続いて、17ページでございまして。

2の計画策定の考え方ではございまして。基本構想の理念や前期基本計画における取組の成果、自治体に求められている視点を踏まえた上で5つの考え方を取り込み、後期基本計

画を策定をいたします。

(1) 那珂ビジョンの後期基本計画への一体化、(2) 総合戦略など各種個別計画との調和、(3) SDGsの推進、(4) DXの推進、(5) 地域活性化につながる土地利用でございます。

これらの5項目は、今回の後期基本計画の策定方針にも示したものでございまして、前期基本計画には触れていなかった、またより一層推進すべき新たな考え方によるものとなっております。いわば後期基本計画の考え方の特徴ともいえる部分でございます。

次の18ページでございますが、(1) 那珂ビジョンの後期基本計画への一体化でございます。那珂ビジョンは、先崎市長が就任した直後に任意策定をしまして、総合計画を後押しする位置づけとなっており、活力あふれる那珂市の実現に向けて、「活力ある担い手の育成」、「住みよさを支える活力への支援」、「活力ある未来への投資」の3つの方針を柱としたもので、73の事業から構成しておりましたが、今回、63の事業について後期基本計画に統合しまして、一体的に実施していくこととしてございます。

ビジョン関係事業につきましては、素案の中では主な事務事業の名称の後ろに、星印をつけて表記をしておりますが、最終的にはこれまでの取組内容等を資料編に掲載する予定としてございます。

次の19ページが、(2) 総合戦略など各種個別計画の調和です。

総合戦略は、人口減少の抑制と地域の活性化を主な目的とした計画で、そのほかにも各分野において個別計画を策定しており、これらの計画との整合を保ちながら効率的な運用を図るとしてまいります。後期基本計画の中では、関連する市の計画について施策の最後にまとめて列記をしております。

次の20ページから23ページまででございます。

こちらが(3) SDGsの推進でございます。

SDGsとは、持続可能な開発目標を意味し、令和12年までの国際社会全体の目標で17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、関わりのある全ての人が経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められております。ここでは17のゴールに対して自治体の役割と那珂市の主な取り組み事例を示しており、例えば1の目標の「貧困をなくそう」の自治体の役割では、自治体行政は貧困で苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。全ての市民に必要な最小限の暮らしが確保されるようきめ細やかな支援策が求められますとし、本市の主な取組では、生活困窮者自立支援事業を挙げ、その事業内容を記載してございます。

今回の素案の中では表記はしてございませんが、31の施策ごとに関連するゴールのマークを表記するとともに、各施策とSDGsのゴールのひもづけの一覧を今後作成する資料編でお示ししたいと考えてございます。

次に、ちょっと飛びまして24ページをお願いします。

(4) D X (デジタルトランスフォーメーション) の推進でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響により、人々の行動様式が非接触、非対面に変化した中で改めて地方行政を含む社会全体のデジタル化が強く求められております。本市においても様々な社会情勢の変化に応えるため、デジタル技術を活用することで効率的な行政運営を行い、行政サービスにおける市民の利便性を高めるとともに、地域社会のデジタル化を進め、I C Tに不慣れな市民などが取り残されないようにデジタル・ディバイド対策に取り組み、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう努めますとしてございます。

今回の計画策定に当たっては、様々な分野、施策に対してD Xを推進するという概念を盛り込んでおりまして、大きなポイントになると考えているところでございます。

主だったところでは、例えば先に飛びまして144ページをお願いいたします。

第6章、施策1、効果的、効率的な行政運営を推進するという施策では、基本事業5の一番下の黒丸になりますが、自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化、A I、R P Aの利用などデジタル化を推進することで業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていきます。

最終ページの150ページをお願いいたします。

施策3、多様な行政サービスを提供するという施策では、基本事業の1の3つ目の黒丸で、窓口サービスのさらなる向上のため、電子申請の取組を推進し、D Xを踏まえたワンストップ総合窓口の設置について検討しますとし、その下の基本事業2の2つ目の黒丸のところでは、マイナンバーカードの普及啓発を進めるとともに、コンビニでの証明書交付や子育てに関するオンライン申請など、マイナンバーカードを活用した行政サービスを提供し、市民の利便性向上と事務の効率化を図りますなどとしております。

なお、このD X推進につきましては、様々な分野で推進していくということはさきにご説明したとおりでございますが、そのほかにも施策1の1の地域コミュニティの充実では、自治会におけるI C Tの活用推進、施策4の1の教育分野では、G I G Aスクール構想による学力向上や育成、施策5の1、こちらの農業の分野においてもI O Tを活用したスマート農業への取組など、多岐にわたってD Xの推進を図る内容としてございます。

続いて、戻りまして25ページをお願いいたします。

(5) 地域活性化につながる土地利用になります。

国道118号の4車線化や茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備など地域活性化の契機と捉えるとともに、令和3年3月に策定しました那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針を踏まえ、複合型交流拠点施設「道の駅」を契機として、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用

などを検討し、段階的に整備していくことを目指しますとさせていただきます。

具体的には飛びまして、70ページをお願いいたします。

70ページから71ページにかけてになりますが、第2章の施策7、自然環境と調和した魅力的な都市づくりを推進するのところで70ページの一番下の黒丸になります。那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりについては、長期的視点に基づいた土地利用の在り方や、民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指しますとし、続いて、次の71ページの一番上の黒丸のところでは、国道118号の4車線化、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉え、土地利用の在り方を検討しますとさせていただきます。

また、さらに飛びまして135ページをお願いいたします。

第5章の施策2、地域に活力をもたらす商工業の振興を図るでは、基本事業の1、商業の振興として、下から2番目の黒丸で、にぎわいの創出や交流人口を増やすため、商業施設や宿泊施設などの新規立地を促進しますとし、その下の黒丸でも複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を推進しますと記載してさせていただきます。

以上が計画策定の考え方に基づく部分となりまして、そのほかの基本事業等の内容につきましては、内容の説明は割愛させていただきたいと思っております。この内容は、現在の素案という段階での内容となっておりまして、今後総合開発審議会や策定委員会、市議会あるいはパブリックコメントなどの意見を聴取しまして、まとめた上で内容を精査しまして、後期基本計画を策定してまいりたいと考えてさせていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。ございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時37分）

議長 再開します。

続きまして、地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

政策企画課長 続きまして、政策企画課長、篠原です。そのほか関係課が出席しております。よろしくお願いいたします。

地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてでございます。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、地方創生関係交付金を

活用して実施している事業についてご報告をいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たりましては、市の関係各課、関係機関等との連携は基より、まち・ひと・しごと創生本部有識者会議なども意見を反映させながら、各種施策に取り組んでいるところでございます。

また、この戦略に基づいて実施しております資料1枚目の5つの事業につきましては、国から地方創生推進交付金という財政的支援を受けて実施しておりますが、この支援を受けるためにはK P I、重要業績評価指標を設定しまして、毎年度、効果検証を行うことが必要となってございます。

今回、報告する事業につきましては、6月8日に開催したまち・ひと・しごと創生本部会議、7月15日に開催した創生本部有識者会議において外部の委員様からご意見をいただいて事業評価を追加したもので、このたび議員の皆様にご報告するものでございます。

それでは、資料1枚目の5つの事業について概要と評価結果についてご説明をいたします。

まず、政策企画課の事業になります。

2ページの資料1をお開きください。

事業名、つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクトで、令和元年度から令和5年度までの5年事業の3年目となります。令和3年度、総事業費が2,598万7,000円、交付確定額が1,299万4,000円でございます。これは安定した雇用の創出戦略と、那珂市への人口還流戦略を狙いとし、茨城県と那珂市を含む16市町による広域連携事業として共同で申請している事業で、取組としましては、①関係人口交流プログラムの実施、②受入れ体制の構築、地域支援の見える化、③移住支援と仕事の創出の場の構築を行ってまいりました。

その下のK P Iでは、指標1の社会動態による年間増加者数や指標2の各種移住制度を利用した転入者数は、目標値を達成しましたが、指標3の事業実施による関係人口の創出数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業が中止となったり、実施の形態をオンライン等に変更しましたが、思うように参加者を増やせませんでした。

その下の有識者による意見では、コロナ禍でありながらもオンラインなどを活用して積極的に取り組んでおり、結果として転入超過につながったのではないかと、イベントや施策の情報発信が一本化されていないように感じる、いい那珂暮らし応援団や宣伝部を発展させ、市民目線で情報発信をすることで市民が自分事として捉えられるようになるのではないかなどの意見があり、事業評価としましては、K P I未達成だが取組内容は有効であったとなってございます。

今後の方針では、①では、関係人口の創出は新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が中止したことが原因と考えるが、今年度は移住体験プログラムを充実させる。②で

は、企業情報や移住者の声をウェブや冊子等にまとめ、地域資源の情報発信体制を強化する。お試し居住を再開し、暮らし体験の場を提供していく。③では、引き続きワンストップ窓口を開設して、オンライン相談にも対応し、暮らしや仕事などトータルの対応していくこととしてございます。

続いて、次の３ページの資料２をお願いいたします。

事業名、いばらきサイクルツーリズム推進強化事業で、令和３年度から令和５年度までの３年事業の１年目となります。

令和３年度、総事業費が135万1,000円、交付確定額が67万6,000円でございます。これは時代に合った地域の創造戦略を狙いとしまして、茨城県と那珂市を含む10市町村による広域連携事業として共同で申請している事業で、取組としましては、サイクルラックや工具、空気入れを備えましたサイクルサポートステーションの整備、市独自サイクルイベントの実施、未就学児対象の自転車教室などを行いました。

また、地方創生推進交付金は充当してございませんが、路面に矢羽根等を整備して、安全な自転車通行の環境整備も実施しております。

その下のＫＰＩでは、指標の①、市内サイクルイベント参加者については、初となる市独自イベント、いい那珂サイクルグルメツアーを開催しまして、サイクリストと市特産品等を結びつけ、那珂市の魅力に触れてもらう機会を創出しました。

指標２のサイクリストへの協力店舗数は、サイクルサポートステーションを新たに８か所整備し、目標値を達成しております。

その下の有識者による意見では、コロナ禍でサイクリングやキャンプといったアウトドア熱が高まっており、他自治体でもサイクリングイベントを多く実施している、継続実施し那珂市に来るきっかけをつくっていただきたいとの意見があり、事業評価としてはＫＰＩ未達成だが、取組内容は有効であったとなっております。

今後の方針では、自転車通行空間の整備、サイクルサポートステーションの拡充をし、積極的に自転車を利用するまちづくりを目指していく、より多くの方に満足してもらえようようなサイクリングイベントの開催、自転車利用促進と併せまして交通ルールの遵守と交通安全意識の醸成を図り、矢羽根等の路面標示を進めていくこととしてございます。

農政課長 続いて、農政課になります。農政課長の会沢と申します。よろしくお願いいたします。

次の４ページの資料３をお願いいたします。

事業名、アグリビジネス推進事業で、令和３年度から令和５年度までの３年事業の１年目となります。

令和３年度、総事業費が101万7,000円、交付確定額が50万8,000円でございます。これは安定した雇用の創出戦略を狙いとし、取組としまして第２期のまち・ひと・しごと創生総合戦略で立ち上げた農業で稼ぐいい那珂プロジェクトを具体化するため、那珂市ア

グリビジネス戦略を基に農業の収益力向上と担い手の育成支援のテーマで事業を推進しているものでございます。

具体的には、那珂野菜の品質向上に向けた研修会の開催をはじめ、イベントや商品開発に向けた事業者との連携、農業担い手確保育成協議会の立ち上げ、各種就農イベントへの参加などが挙げられます。

その下、K P I でございますけれども、新規就農者数、農産物の売上の額、新規取引件数の3つを指標としておりますが、令和3年度はいずれも目標値を達成いたしました。

その下の有識者による意見では、成果の評価をするのはこれからではないか、ブランド野菜の育成を進めてはどうか、戦略は順調に進んでいると感じるなどが挙げられまして、事業評価としましては、K P I 達成に有効であったとなっております。

今後の方針でございますが、1つ目としまして、農業収益力向上として、那珂市産農畜産物の付加価値向上とP R、アグリビジネス戦略会議で承認されたいいな那珂育ちシンボルマーク、こちらの推進。2つ目としまして、担い手育成の支援のほうでは、那珂市農業担い手確保育成協議会を中心としまして、農業の振興事業のほうを展開してまいります。

以上でございます。

議長 続きまして、商工観光課。

商工観光課長 続いて、商工観光課です。よろしくお願いします。

次の5ページの資料4をお願いします。

事業名、静峰ふるさと公園活性化事業で、令和2年度から令和4年度までの3か年事業の2年目となっております。

令和3年度、総事業費が1,895万1,000円、交付確定額が947万6,000円でございます。こちらは時代に合った地域の創造戦略を狙いとし、静峰ふるさと公園の活用の可能性を実証及び対外的にP Rすることにより、その後の民間団体等による公園活用の促進と担い手の育成につなげるもので、取組としましては、①公園活用方針検討に係るヒアリング等の実施として静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会の開催や、②公園活用モデルとなるイベントの実施として、イルミネーションやリアル宝探し、雪まつりなどのイベントの開催、③需要のある施設、設備のある施設としてバーベキュー施設の整備を行いました。

その下のK P I では、指標①、静峰ふるさと公園に関する関係人口は、各種イベント等に対して関係があった団体等の関係者数の数で、K P I を達成しております。指標2、静峰ふるさと公園をイベント等で活用した民間団体数と指標3、静峰ふるさと公園でのイベント来園者数については、新型コロナウイルス感染症による八重桜まつりが中止となったことなどが大きく影響し、思うような民間団体の活用や来園者の獲得には至りませんでした。

その下の有識者による意見としましては、大学生など若い世代への公園の認知度を上げるためにSNSを活用したほうがいいのではないか、コロナ禍で集客が難しい中でもイルミネーションをはじめとした公園を活用した活動を実施していることについて評価できるとの意見がございました。

事業評価としましては、KPI未達成だが、取組内容は有効であったとなっております。

今後の方針でございますが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるため、民間事業者の誘致が難航すると考えられることから、市が実施したモデル事業のイベントの中で誘客効果が高かったイベントの規模を維持しながら改善を図った上で、確実な来園者数の見込みを持って民間事業者の誘致を図ってまいりたいと考えております。

都市計画課長 続きまして、都市計画課でございます。よろしくお願いいたします。

次の6ページ、資料5をお願いいたします。

事業名、デマンド交通域外運行拡充事業です。令和元年度から令和5年度までの5か年の事業の3年目となります。

令和3年度の総事業費は1,612万円、交付金の確定が806万円です。

本事業は、時代に合った地域の創造戦略を狙いとし、交通弱者の移動手段の確保並びに外出機会の創出を図るためデマンドタクシーの運行体系を拡充し、住民が健康で安心・安全に生活できる交通環境を整備するものです。

取組といたしましては、①が水戸市及びひたちなか市への域外運行をはじめとした運行体制の拡充、②が地域公共交通会議の開催、③がコロナ禍後を見据えて出前講座やPR周知などの準備などを行ってまいります。

次に、KPIでございますが、指標の①、②、④の各利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症により外出機会を減らす傾向が長期間続いたため、一時的に利用者が減少いたしました。現在は以前の利用者数に回復しつつあります。

指標③の移動に不便を感じている市民の割合でございますが、KPIは達成できていないものの、着実に不便を感じている方の割合は減少している傾向にあります。

次に、有識者による意見といたしましては、乗り合いの都合により待ち時間が長くなってしまっている印象があるため拡充をお願いしたい、デマンドタクシーの利用者は高齢者の割合が多いため高齢者がより使いやすいように進めていくことが必要であるなどの意見がありましたが、事業評価としましては、KPI未達成だが取組内容は有効であったとなっております。

今後の方針でございますが、引き続き福祉施設や商業施設、地域団体との連携により地域の機運を高め、官民一体となって事業を展開していくことが必要であることから、市民の要望の多い拡充策を優先して実施していきたいというふうに考えてございます。

以上が地方創生関係交付金を活用しました事業の実施状況になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。ございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

休憩（午後1時52分）

再開（午後2時04分）

議長 再開いたします。

続きまして、複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討調査業務の進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

商工観光課長 商工観光課長の岡本でございます。ほか関係課が出席をしております。よろしくをお願いします。

資料の説明につきましては、着座にてご説明いたします。

それでは、本日ご報告いたします案件は、現在実施しております複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討調査業務委託の進捗状況についてでございます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

1、これまでの経緯でございます。

本年度に実施している経緯でございますけれども、（1）4月に開催されました全員協議会において本業務委託の公募の結果についてご報告いたしました。

（2）7月に開催されました産業建設常任委員会において本業務の進捗状況についてご報告いたしました。

（3）につきましては、外部委員及び国・県等をオブザーバーとして構成された複合型交流拠点施設「道の駅」整備検討委員会をこれまでに2回開催しております。また、庁内の総括補佐で構成したワーキング委員会を2回、立地計画に特化した建設部門会を1回開催しております。

続きまして、2、基本構想（案）の概要ですが、ここからは3ページ、別添資料、那珂インター周辺地域における複合型交流拠点施設道の駅基本構想（案）概要版をご覧ください。

1、複合型交流拠点施設「道の駅」整備の背景、目的でございます。

図1に示しておりますのは、令和2年度に方針決定いたしました那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針において、複合型交流拠点施設「道の駅」が担うべき機能について図示しております。

まちづくりの方針では、情報発信、市内回遊起点、生活支援、市民交流、観光交流、公

公共交通、防災拠点、地域振興の機能を有する複合型交流拠点施設「道の駅」を核とした施設整備を進めることとしております。

続いて、2、道の駅の基本機能及び目指すべき方向性でございます。

こちらにつきましては、国土交通省が示しております道の駅の基本機能及び目指すべき方向性になります。道の駅整備の目的は、道路利用者の安全で快適な道路交通環境及び地域振興や安全の確保に寄与することが目的となっております。その整備目的により、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を有する道の駅を整備することによって、地域共につくる個性豊かなにぎわいの場となることが基本コンセプトとなっております。

3 ページ、右側、ゲートウェイ型と地域センターをご覧ください。また、国土交通省では、道の駅を好循環の地方拡大の強力なツール、地方創生を進めるための小さな拠点と位置づけており、道の駅を類型を下の図、左側の示す地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と右側に示します地域の元気をつくる地域センター型に分類しております。

本市においては、インターチェンジ周辺の立地性を生かしたゲートウェイ型に加え、市内産業の活性化や市民の生活利便性向上を図る地域センター型の両機能を目指すこととしました。

3、基本理念とコンセプトになります。

1、道の駅整備の背景や2、道の駅の基本機能及び目指すべき方向性を踏まえまして基本理念とコンセプトを定めました。コンセプトとしましては、インターチェンジ周辺という立地性から「つながる」というキーワードとして、市民がつながる、市内外への回遊へつなげる、さらには未来へつなげる等の意味を込めた那珂でつながる道の駅としております。

また、基本理念としましては、まちづくりの方針を基本としつつ6つの基本理念を定めております。①インターチェンジ周辺まちづくりの核となり、県内外の都市との連携、交流促進を図る拠点づくり。②市の観光資源や特産品等の魅力を発信し、市内回遊につなげる拠点づくり。③生産者との連携により、豊かな農産物や特産品を購入、飲食できる施設として産業の活性化とブランド価値向上につなげる拠点づくり。④地域住民が日常的に集い、市民の生活利便性につなげる場及び安心・安全を支える拠点づくり。⑤次世代につながる子育て応援機能の充実を図り、子育て世代や多世代交流を促す拠点づくり。⑥持続可能という意味になりますが、サステナブルな未来に導く物やサービスが情報でつながる拠点づくりと6つの理念を掲げております。

続いて、4 ページ、左側をご覧ください。

4、導入機能についての基本方針になります。

先ほどご説明しました6つの基本理念を具現化するために、導入機能の基本方針を定めております。資料につきましては、左側から導入機能、導入機能の基本方針、導入機能イメージとなっております。また、導入機能の部分には該当する基本理念の番号が表示

されております。

まず、上段の水色で着色されている部分には先ほどご説明しました2、道の駅の基本機能及び目指すべき方向性の基本コンセプトを基に導入機能としての休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能に分類しております。

まず、休憩機能の基本方針としましては、道路利用者及び地域住民が気軽に立ち寄り、快適に休憩できるスペースの整備を目指します。

次に、情報発信機能の基本方針につきましては、道路利用者の安全確保及び地域の魅力を発信し、観光周遊の起点となる情報発信の場の整備を目指します。

続いて、地域連携機能の基本方針につきましては、中段の赤で着色されている部分となります。食でつながる機能の基本方針が、那珂市の農畜産物や特産品のPRによるブランド化を推進する施設及び新規就農を促進する場の提供を目指します。

暮らしでつながる機能につきましては、地域住民が日常的に集い、気軽に利用できる施設及び就業、移住等の支援の場の提供を目指します。

体験でつながる機能につきましては、地域外からの来訪者、地域住民、生産者等が集い、体験や多世代交流ができる場の整備を目指します。

子育てでつながる機能につきましては、子育て世帯の目的地となるような子育てに温かい場の提供を目指します。

デジタルでつながる機能につきましては、ICT、IoT、AI等を活用し、多様なニーズにきめ細やかに対応したものやサービスの提供を目指します。

また、インターチェンジ近接の立地性を生かした機能としましては、交通結節機能、防災拠点機能を取り入れ、それぞれの導入機能の基本方針は、インターチェンジ周辺の立地性やアクセス性を生かした交通利便性向上が図れる施設の整備、地域防災機能の充実及び広域的な防災拠点としての整備を検討してまいります。

右側にございます導入機能のイメージにつきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

続きまして、5、立地計画でございます。

まず、今まで明確にされていなかった那珂インターチェンジ周辺の位置づけですが、現在、国土交通省により社会実験が行われているETC2.0を活用した高速道路の一時退出が可能な道の駅が全国で29駅ございます。その中でインターチェンジ料金所からの距離が2キロメートル以内に位置している道の駅の数には26駅となっております。また、国土交通省が実施しました道の駅の駐車場に関する調査結果では、道の駅を6つのタイプ別に分類しており、その中のインターチェンジ近接型は、インターチェンジ近傍約2キロメートルと設定しております。

以上のことから那珂インターチェンジ周辺の位置づけをインターチェンジ料金所から約2キロメートル以内と定義しております。

続きまして、候補地の考え方でございますが、那珂インターチェンジ周辺の定義づけをインターチェンジ料金所から約2キロメートルとしているところでございますけれども、道の駅本来の目的でございます道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供という観点から、菅谷飯田線を軸とした主要な交差点である国道118号との交差点、飯田大洞交差点から市道5差路交差点の区間を候補地の検討範囲としております。

続いて、4ページ、右側の候補地の比較評価をご覧ください。

先ほどご説明しました候補地の考え方に基づき、候補地を4か所選定しております。候補地1が飯田押敷交差点北側、候補地2が飯田押敷交差点南側、候補地3が飯田大洞交差点、候補地4が市道五差路交差点でございます。

候補地につきましては、2段階での比較評価を実施しており、1次評価では道の駅の整備方針や事業実現性等の観点から評価し、上位2候補地に絞り込んだ結果、候補地1、飯田押敷交差点北側と候補地3、飯田大洞交差点が抽出されました。

2次評価では、抽出された候補地をさらに細分化し、2次評価項目にございます具体的な評価項目により比較評価を実施しました。

その結果、中段右側にございます図に示しております①-1、飯田押敷交差点北西側が建設候補地として選定されました。また、こちらにつきましては、検討委員会においても全委員一致で、①-1、飯田押敷交差点北西側が選定されております。

続きまして、6、事業スケジュールでございます。

本年度実施しております基本構想、基本計画策定を経て、供用開始が令和10年となります。しかし、ここにお示ししておりますスケジュールは、現時点で想定されるものとなりますので、今後の検討によって変更の可能性も考えられますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料2ページにお戻りください。

本年度の今後のスケジュールになります。

10月、全員協議会において基本構想についてご報告し、令和5年第1回定例会全員協議会において基本計画についてご報告いたします。また、進捗状況につきましては適宜ご報告してまいりたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

笹島議員 これは田んぼのほうをやっているんだけど、複合施設というのは道の駅だけじゃなくて何かほかにも施設を誘致するとか、何かあれするのかな。

商工観光課長 当初、令和2年にまちづくりの方針というものをご報告いたしました。そのときに市が必要としているその情報発信機能、あと市民の生活利便性、または防災機能であったり、農業者の所得向上、そういったものが今必要とされているものだというこ

とで、それらを一つ一つ整備するのではなく、例えば直売所を別に整備する、農業の就農とかに関する施設を別に整備する、そういったことをするのではなく、そういったものをまとめて、必要としているものをまとめて複合型交流拠点施設として整備しようというのが令和2年のまちづくりの方針で決定したことです。

以上になります。

笹島議員 メインは道の駅にあれしていつて、ほかは複合型という情報発信とかバス乗り場を造ったりとかという非営利的なものですよね。今言っていたこれは飯田の田んぼのところですけども、立地としては最適かどうかとか、そういう周りの環境ね。それから今度もし道の駅が設置するとなると、同業者がいますよね、常陸大宮市と常陸太田市と。そういうとかということが競合しないのか、そういうところとどういうふうにして那珂市が勝ち誇っていかないと運営は難しいと思うんですけども、そういうことまで考えているのかな。

商工観光課長 ただいまの運営面につきましては、現在、基本構想の中で基本コンセプト、基本理念というものの、それを具現化するための導入機能の基本方針というものをまずそこを定めまして、今回お示ししていますカラー刷りのもので資料4の4、導入機能についての基本方針というものがございます。その中で右側に導入機能イメージというものがありまして、こういったものがそれを具現化するために必要になってくる考えられる機能ですよということで、今回は考えられるものを挙げているだけなんです。

今後、基本構想を定めまして、基本計画に進んでいきましたらば、それらについて、じゃ、那珂市としてどういったものが本当に必要なんだろうということ、そこをまずブラッシュアップしていきながら、基本構想を定めまして、さらに運営手法の方針というものも基本計画の中でこういった運営にしていきたいと思いますというものをお示しできると思いますので、その基本計画の中でそういったことは考えていきたいと考えております。

笹島議員 これ結構那珂市にとっては大規模事業だよね。まず、我々民間だったらどういことをあれするというふうにシミュレーション、要するに総事業費はどのくらいだとか、収支計画はどういうふうにあれだという、まず金銭的なものが入っていくのがあれだけれども、何かどうも道の駅を造ったりとか云々という建物建てるありきで突っ走っている感じがするんですけども、どうですかそれは。

商工観光課長 ただいまお話がありました総事業費や収支のほうなんですけれども、総事業費につきましては、今後、その基本導入機能というものがどういったものになるかということで金額というものも変わってくるかと思います。また、公園とか、広場の敷地とか、そういったものも必要ですよと言うようなことがあれば、やはり敷地の面積も変わってきます。また、そういったことが決まらなとちょっと総事業費が決まりませんので、基本計画の中では概算の総事業費のほうをお示します。

また、収支の件ですけれども、昨年度は市場環境調査というものを実施させていただいております。本年度は、さらにその収支構造というものを精度を上げるために、本年度は警察トラカンと言われる断面交通量情報を活用し、季節変動やコロナ禍の交通量変動についても把握し、事業予測の精度の向上を図る予定でございます。また、携帯電話のGPSデータも活用しまして、県内の道の駅の立ち寄り率や、先ほどもご説明しました国土交通省が行った駐車場利用実態調査、または導入機能等により詳細な事業予測ができるものと考えております。そちらにつきましても、基本計画の中でお示しすることと考えております。

以上でございます。

笹島議員 消費者も観光目的と、その目的というものを明確に持って訪ねてくると思うんですよ。ふらっと寄っている、そういうフリーの人を相手にしていったって、トイレだけ利用されて、インターチェンジから乗ってしまう、そういう方向のような感じを見受けられますけれども、せっかく今言っていた事業費云々というのはまだ考えていないというんですけれども、このコロナ禍で経済状態が少しずつ変化していく中で将来、令和10年を完成を目指していると思うんですけれども、今の状態からどういうふうな経済状態になると思って進めようとしているのかな。

商工観光課長 はい、今の議員のご質問なんですけれども、なかなかご回答に難しいかなと思っているところでございます。正直、今後コロナ禍がどれだけ長期化するのか、どのくらいで収束するのか、そういったところの判断というのはやはりなかなか難しいのかなと思います。

現に先ほどの支援策でもそうですけれども、資材や原油とかの高騰というところもございますので、なかなかそちらの判断につきましては今現在では難しいのかなと考えております。

笹島議員 目的というのは、観光目的で来てもらうのに集客していくのか、それから地元の消費者の方たちを中心にしてやっていくのかという、ああいうことをやっていかなきゃいけないですよ。それどういうふうに考えているの、具体的に。

商工観光課長 先ほど資料のほうでもご説明しておりますゲートウェイ型と地域センター型、外需型と内需型とも言うのかもしれませんが、まずはインターチェンジ周辺という立地性からゲートウェイ型というものがやはり那珂市の道の駅としては考えられます。

しかし、そういった中でもやはり日常の生活使いといった部分では、やはり市民の方に利用していただけるような施設にならないければ、もちろん施設としての意味もございませんし、また収支のほうも成り立たないとは考えてはおりますので、今回、市としてはゲートウェイ型と地域センター型、どちらも両機能を目指していきますということでご説明したところでございます。よろしくお願いします。

笹島議員 このようなインターチェンジというのはどこでもあると思うんですけれども、よそ

のそういうインターチェンジの複合型というのは、どのようなことでやって、採算性はどうなっているのか、それも調査しましたか。

商工観光課長 茨城県内ですと、五霞町や来年オープン予定の常総市、県外でも比較的近くの道の駅ですと、福島や猪苗代、木更津市などがございます。そちらの収支につきましては、大変申し訳ございませんけれども、調査はしておりません。

笹島議員 まず、これから構想を練って、造ろうとしているこの那珂インターチェンジに似たような、類似しているようなそのインターチェンジというのはどこにありますか。また、そこは調査しましたか。

商工観光課長 先ほどと回答と重複してしまいますけれども、やはり県内ですと五霞町、または常総市はまだオープンしておりませんので、近県ですと福島や猪苗代などを調査可能なのかなと思いますけれども、なかなかやはり県内の道の駅であっても、現在、収支について明確に教えていただけていないという状況もございますので、そちらは今後、そういった類似するようなインターチェンジ近接型の道の駅に対して調査依頼をかけていきたいと思います。よろしくお願いします。

笹島議員 多分に今どんどん増え過ぎているから、どこの道の駅もライバルが来たということ、なかなか教えないと思いますよね。なぜそんなことを言っているかということ、那珂市のその特徴というのは正直言っていないと思うんですよね。これ場所、田んぼの中ですよ、正直言ってね。周り何もない、観光施設もない、周りが住宅地もないという消費者は、じゃ、どこから来るのかということと、知っていますよね、7割の消費者は2キロ圏内だということは、3割は観光客だと知っていますよね、それは。今言っていたことに対してそういうリサーチをとことんやっていっていかないと、絵に描いた餅になっちゃうんじゃないですか、これ。コンサルタントがつくったやつでしょうけれども、どこでもこれ見たり聞いたりしていますよ、これ同じようなこと。ただ那珂市は何かと変えただけであって。

ですから、魂がこもっているものをつくってくださいね、それを。どう思いますか。

商工観光課長 今議員からお話がありましたようなことを、さらに今後、検討委員会の中でも検討していきながら、那珂市らしさというものを出せるように努力してまいりたいと思います。

笹島議員 そういうことはもう急いでやらなきゃいけないし、今さらという感じがしますけれども、まず一つ残念なことはいっぱい類似したようなところも調査もしていないという、これはもう一番欠けていることです。やはり敵を知っておのれを知るというのを知っていますか。ライバルなんですよ、みんな。味方じゃないんですよ、お友達じゃないんですよ、やはり。いいものはみんな取り合い、吸収し合うんですよ。それだけ厳しいと思うんですよね。どうですか、そこ、甘く考えていませんか。

商工観光課長 ただいまいただきましたお話を真摯に受け止めまして、今後、さらに検討して

まいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

勝村議員 基本の基をちょっとお聞きいたします。

この基本理念の中で、インターチェンジ周辺まちづくりの核となっていますが、これをそのまま読むと、あの周辺に対してまちづくりをこれからしていくんだと、まちづくりをするというような意味に捉えていいんですか、これは。今までは、インターチェンジ周辺開発と言ったような気がするんだけど、まちづくりになったんですか。

商工観光課長 すみません、令和2年度当初からまちづくりの方針としてご報告を差し上げているところでございます。

勝村議員 ということは、この道の駅を造るということは、まちづくりの核をつくるということであって、まちづくりをするわけではないという意味ですか。

商工観光課長 すみません、答えが合っているかどうかちょっとあれなんですけれども、まちづくりというもの、複合型交流拠点施設「道の駅」が地方創生の一つの担うものですよということで示してあります。そういった地方創生に絡めました事業を道の駅でもやっていきながら、那珂市の活性化を図っていきましょうというのがまずまちづくりという意味なのかなと思います。また、その核としたまちづくりということで、まちづくりの方針の中でもご説明していきましたが、周辺の開発というものを段階的に進めていきますと、まずは複合型交流拠点施設「道の駅」を整備して、那珂市に目を向けていただけるような企業を探して、そういった企業が見つければ、段階的な整備を目指していきましょうというのが、令和2年度のまちづくりの方針でございました。

以上でございます。

勝村議員 そういう方針であれば、先ほど笹島議員が言ったように、まず本当にこの事業をやって成功できるのかどうなのかというリサーチをまず先にやるのが本筋であって、これから調べますというようなことでは全く進まないと思うんだよね。これをもっともっと早めにそういったものを調べて、これでいけるのかどうか、大変なこれはお金のかかる事業ですよ。この辺をもう少し早めに、これやったら駄目だよというような結果が出るかもしれない。そこをまず考えて進めないと、本当に絵に描いた餅になってしまう。そこを早めにきちんと調べてやっていただきたい。

商工観光課長 ただいまお話ありましたようなことを、まず検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

武藤議員 基本的なことなんですけれども、この道の駅については国からの補助金というのは何%ぐらいを見込んでいるんでしょうか。

商工観光課長 ただいまの補助金の話なんですけれども、導入する機能によりまして補助金の種類が変わってきます。まず第一に、必ず該当するであろうというものはやはり道の駅

というものの部分が、トイレの休憩施設であったり駐車場であったりというところにつきましては、国土交通省のほうの補助が対象になってきます。

ただ、そこに直売所であったり地方創生に関わってくる機能であったりそういったものに対して補助金の種類が変わってくる場合もありますので、導入機能が明確になりませんと補助金がどのくらいというお話はちょっと今の現段階ではできないところでございます。

武藤議員　ざっくり言いますと、ほかのところとかを見てもどんなに頑張っても20%あたりが大体限界かなというふうに僕自身把握しているんですけども、結果的にこれ30億円ぐらいかかったとしてもその約8割ぐらいが当市の負担となるわけで、この自主財源をもって80%近いものを生み出すとなると、相当ほかの事業とかにも影響を及ぼすんではなかろうかなという懸念が僕自身あるわけです。

今回、この出ているのを見ていますと、何となく防災機能とか、あと地域の連携とか、別に道の駅というそのブランドの食材とかレストラン、こういうのがなくても基本的にバスターミナルとか交通の拠点とかそういうふうなものがたくさんあって、何となく結果的に、これ、例えばこのままの状況でオープンしたとしても、決して黒字にはならなくても赤字であってもそれは結局防災機能だから赤字なんですよとか、もしくはバスターミナルという機能がありますから赤字なんですよとか、そういうような言い訳も取られても十分言い訳ができるような施設になっているのかなとざっくりイメージ思ったわけです。

普通この道の駅というと、この近隣にあるのは常陸大宮市とか常陸太田市、あそこは大体食事とか、あとはコンビニがあったりしますけれども、地域の物産とかが多いのかなと思いますけれども、このあたりのコンセプトがその常陸大宮市とか常陸太田市と違うというのは僕自身認識しますけれども、そのあたりの方向性は何を主眼とした道の駅なのか、ちょっとざっくりその趣旨についてお伺いしたいと思います。

商工観光課長　まず、趣旨といいますかコンセプトでもお話ししましたけれども、まずつながるというものをキーワードにはしてございます。その中で市民がつながる、もちろんインターチェンジ周辺ということもありますので、市内外の方がつながるといった、またさらには未来へつなげるという意味でのつながるというものがコンセプトとなっているところでございます。

大変申し訳ないんですけども、先ほどご説明しましたその基本理念の中でももちろん1から4につきましては、まちづくりの方針で必要とされている市の課題となっているものということで挙げさせていただいているものが1から4の基本理念になってございます。その次にあります5、6、⑤で次世代につながる子育て応援機能の充実を図り、子育て世帯や多世代交流を促す拠点づくり、⑥サステナブルな未来に導くものやサービスが情報でつながる拠点づくり、こちらのところで那珂市らしさといったものを出してい

ければと今考えているところでございまして、導入の基本方針までは、基本構想の中でお示ししていきますけれども、さらにその中での具体的な導入機能というものにつきましては、基本計画の中でお示しできるのかなと思っております。

以上でございます。

武藤議員 様々この基本理念の4とか5とか6とか確認しましたがけれども、やはり単なる道の駅からどんどんボリュームアップしているような雰囲気がありますので、そのあたりで一番この財政的な面がちょっと不安かなということを付け加えておきます。

以上です。

古川議員 先ほどご説明ありましたけれども、4ページの導入機能イメージの中にいろんな施設というか、ございますよね。これの全てを造るわけではないということで、これからブラッシュアップして、本当に必要なものを造っていくということなんですけれども、例えば一つ一つこうやって今この段階で見ていくと、これもいいよね、これもいいよねというのはたくさんあるんですね。じゃ、それが本当に必要だと感じた、なったときに、今のこの候補地①の1というところが面積的にはきちんと確保できるんですか。そういった駐車場とか当然必要になるでしょうし、その辺ちょっとお伺いします。

商工観光課長 今回、建設候補地を選定するに当たりまして、2次評価の部分については拡張性という部分も評価の対象となっております。現段階で何ヘクタールほど面積が必要だということはまだ出ていないところですが、①の1であれば、今後拡張する土地の敷地の形状であったり、そういったものも取りやすい場所であるということで①の1が選定されているという理由にもなっております。

古川議員 今、拡張とおっしゃいましたけれども、ということはこれ以前から話出ていましたよね。将来的には、例えば民間の何か商業施設だったり何だりも含めての複合というふうに考えている、将来はね、というお話がありましたから当然拡張はできないといけないと思うんですけれども。というのは、結局必要なものがあっても面積が取れない、これ以上無理だと、だから諦めるというんでは、結局は平々凡々なものしかできないのかなという気がするので、その辺は非常に重要なところなのかなと思います。

そして、この導入機能を最終的に決定するのは誰ですか。

商工観光課長 検討委員会をやはり設置してございますので、その中で選定のほうはしてまいりたいと思います。

ただ、やはり議会のほうにもご報告を差し上げてまいりますので、その中でも先ほどご説明しましたように進捗状況につきましては、適宜ご報告をしてまいりますので、議会からのご意見も参考にしながら検討委員会と進めていきたいと思っております。

古川議員 ごめんなさい、聞き方がまずかったな。誰が決定するんですかというふうに言ってしまうかもしれませんが、決定するのは最終的には執行部と議会なんだろうけれども、その案を、案を誰が決定するんですかというのは検討委員会ということなんですかね。

心配なのは、その検討委員会の方々が、ごめんなさい、ちょっとどういう方がいたんだかちょっと忘れちゃいましたけれども、本当にいろんな世代のいろんな幅広い方が委員会に入っていないと、例えば女性の方もそうでしょうし、子育て世帯の方もそうでしょうし、年配の方もそうでしょう、そういういろんな方が入っていないと本当の必要なものというのは、最終的に出てこない。最終的に何か執行部といいますか、行政のこれでもいいんじゃないかみたいなものが出て、決まってしまうと、本当に必要なものというものが造れなくなってしまうというような気がするんですけども、その辺はどうでしょう。

商工観光課長 導入機能の今後の選定の方法ということでは、検討委員会の中での有識者の方にもそういったことに精通されている方もいらっしゃるし、また、昨年度、市場環境調査の中で導入機能、市民アンケートの中でどういったものが必要と考えますかというアンケート調査をさせていただいておりますので、そういったことも含めまして検討してまいりたいと思います。

古川議員 分かりました。本当にいいものをつくってほしいと思うんで、つくるのであれば、ぜひいい計画ができることを期待しております。それによっては反対するかもしれません。

君嶋議員 先ほど候補地ということで①の1ということで、大体候補地決まりました。この地域というか、この場所なんですけれども、以前説明をいただいた農用地区域内の農地を除外する場所ですよ。その中で先ほど古川議員からも話があったように、このスペースでは小さい、狭いからあと少し広げようといった場合にも、この除外をしなきゃならないといったことも考えられると思うんですけども、その場合、スムーズにこの土地の除外というのは進むんですか。そこをお聞きしたいと思います。

商工観光課長 今回、道の駅というものがやはり公共性が高いもの、なおかつそちらに導入する機能というものもやはり公共公益性が高いものということになってきますので、まずは土地収用法の事業認定を取得することが前提になります。その事業認定を取ることによりまして、都市計画法であったり、農地法であったり農振法であったり、その辺が適用除外になってきます。ですので、許可ではなく届出だけで済むような形になってきます。

君嶋議員 公共事業だとそんなにスムーズにいくわけなんですね。そうすると、民間でほかの地域も開発したいなと思っても、そこはもう難しい難しいでもう縛りがあってできないんですけども、公共事業だとそのようにスムーズにもう計画性が進めるということなんですね。分かりました。

議長 ほかに。

寺門議員 今回、進捗報告ということでお聞きしましたがけれども、採算性の問題、当然、今まで出てきておりますけれども、それはしっかりと考えていただきたいですし、私は地元

なんですけれども、この事業スケジュールからお伺いしたいのは、令和10年、一応完成を目指しますよということで今日は見させていただきましたけれども、以前、市長も出られたわいわい座談会の段階では、県の植物園、森林公園のリニューアルの時期とそれがこの道の駅のスタートですよというお話をいただいております。これは国道118号の4車線化もそうですし、間のバードラインの4車線化もそうだよということなんですけれども、今日お聞きしたこの考え方、いろんなこういうものを造りますよという中では、どうもその県の施設との整合性、あるいは国道118号の4車線化の整合性と、あと本市の総合計画、どういう市を目指すかというのは先ほど言われておりましたけれども、このインター周辺のにぎわいづくりですから、この今日、お示しいただいた案では、この道の駅だけ、周辺だけになってしまいますよね。

狙うのは、その内外からのということを行っていますんで、当然市内もそうですし、植物園、県民の森もそうです。そことの連携、それから市内のいろんな商業施設もあるし、名所旧跡もあるし、そことの連携が取れて、それぞれポイントポイントで活性化ができるというような絵を示していただかないと、なかなか納得できない計画だなというふうに私は思います。もちろん開発して、活性化するのはそれは私も大賛成なんですけれども、ただ、あと予算面は先ほど出ているんで、工夫して確保していただきたいというのと、その考え方として今言ったように、それぞれある施設との連携して、相乗効果を出しながら開発していくんですよというのが元々の話ではなかったんでしょうか。まず、それから伺います。

商工観光課長 おっしゃるとおり、当初令和2年度の中で、複合型交流拠点施設「道の駅」という案を執行部のほうからご説明させていただきましたときには、やはり国道118号の4車線化、県の植物園のリニューアル、そういった好機と逃さず那珂市としても道の駅というものを事業展開していきたいということでご報告は差し上げているところです。

寺門議員 これ事業年度が、一応目安で示されたということは、県のその植物園、県民の森も同時期にスタートして、開発できるということなんですか。そういうことに情報は入っているんでしょうか。

商工観光課長 すみません、県の植物園のほうのリニューアルに関しましては、令和2年度に基本構想のほうを策定しておりまして、今現在、パートナーとなつていただいている企業のほうを今サウンディングしているというところの情報まででございます。

寺門議員 まだ構想もそのどこへ依頼するかコンサルタント会社も決まっていないという状況ですよ。そういう話じゃないんですか、それは。

商工観光課長 基本構想は策定済みでございまして、そのコンサルではなく、出資とかそういった部分のパートナーとなつていただけるところを今調査しているというところでございます。

寺門議員 計画、構想は決まっている。具体的に我々も前、過去に聞きにいきましたけれども、

いや、まだの話でしたよ。決まっているんですか、それ、こういうものを造りますという話が。

副市長 今、寺門議員のほうからいろいろお話ちょうだいしました。

まず、構想の話は、案はつくりましたけれども、そのまんま事業者が現れるかどうかというのは不確定です。それも含めて新たにその事業者のサウンディングをクローズで今やっているという状況です。幾つか話があるという情報も、お披露目できませんけれども、幾つか話があるという情報もちょうと出ています。

先ほど、寺門議員のほうからの連携をとというのは、まさにその通りだと思ってまして、まだその県のほうの植物園の事業者探しのサウンディングをやっている段階ですので、当然スケジュールはまだ未定という状況です、今現在でいえば。

とは言いながら、当然、我々とすれば植物園との連携というのも当然、念頭に置いて道の駅を考えているので、そこは考えてくれよという話はしています。例えば、今、道の駅なんかは、よく体験型施設を道の駅の中に盛り込んだりということをやっていますね。例えば、植物園のほうでそういった体験施設を造るとなれば、例えば道の駅に来た人は優遇されるとか、そういった連携みたいなことは当然念頭に置いてくれよという話はしています。それから、また先ほどの観光情報なんかも道の駅によっては、その道の駅に来るとその観光情報が取れるとか、予約ができるとか、そういったことをやっているような道の駅もありますんで、当然、これから詰めていくことになりますけれども、どういったものを導入して、機能を選ぶか、そしてそれを具体的にどうやっていくかというのをこれから詰めていくという作業になるかと思います。

植物園については、常日頃から県のほうとは連携を取りながら、しっかりと市の立場は県のほうに伝えていっておりますので、今後ともしっかりとやっていきたいと思います。

寺門議員 具体的な話はこれからという理解でよろしいわけですね。

それともう一つは、今、市のほうの意向もお伝えするという副市長の発言いただきましたんですけども、ということは本市にとってその植物園に対して、いや、こうしてください、ああしてくださいという話が伝えていっていただいて、盛り込んでいただけるという理解でよろしいのでしょうか。

副市長 そういった形で積極的に県のほうには働きかけてまいりたいと思っております。

寺門議員 ありがとうございます、ぜひ。

あと、そのスケジュールにつきましては、令和10年と出ているんで、いや、そんなにできるんかいなと、私、実はどちらかというとそれはうれしい情報だなというふうには今日は捉えていたんですけども、これはあくまでも目安ということで理解をしておきます。

それともう一つ、今回のコンセプトがつながる機能ということで言っていますが、この道の駅だけ造って、この工夫の機能を盛り込んでも、つながる仕組みをつくらない

とつながらないですよ。あと、そのつながる先ですよ。まだいろいろ書いてありますけれども、例えば子育てでつながる機能と書いてある内容を見ると、全然これじゃつながらないですよ。これは拠点、道の駅、拠点の中だけで済む話でして、この先、どこにつながるという話がないですよ。だから、そこをもう少しというか、真剣に本当に考えていただいて、そのつながるシステムをきちんとお示しをしていただけたらなというふうにお願いをしておきます。

以上で終わります。

議長 ほかに。

都市計画課長 都市計画課、渡邊です。

先ほど寺門議員からありました国道118号、こちらについてご説明のほうをちょっと申し上げたいと思います。

現在、この国道118号、那珂大宮バイパスですけれども、那珂市の飯田から常陸大宮市の下村田まで延長8.3キロメートルを整備されております。このうち那珂市分としまして6.6キロメートル、現在、那珂市、常陸大宮市境、こちらのほうから瓜連の中のセブンイレブンのところまで今工事が進められているところでございます。

令和4年度、今年度なんですけれども、このセブンイレブンのところから飯田のところへ向かいまして3.6キロメートル、これを道路調査設計が今実施されているところでございます。ですので、おおむね順調に予定どおり進んでいるのかなというふうに認識しているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

寺門議員 もう一点、ちょっとお願いがありまして、進捗状況を今日、お知らせ、我々全員協議会ということでお知らせいただきましたけれども、広報としても市民の皆さんにこういふことで考えているということをお示しを定期的にしていただけたらありがたいなというふうに思います。

道の駅だけという理解の方がまだまだたくさんいますので、きちんと市の考え方をお伝えいたしたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

君嶋議員 すみません、今の国道118号の件について説明がありましたけれども、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、セブンイレブンまでがこれ今年度中までに4車線化は終わりますよね。これは今年度中、それとも今年いっぱい、そこをちょっと聞きたいんですけれども。

都市計画課長 今年いっぱい、年内中というふうに聞いております。

君嶋議員 はい、分かりました。そうすると、その先のセブンイレブンからバードラインまでの距離を、今、設計と言っていましたよね。そうすると設計して、今度、用地の説明、

買収等も入ってくるんですけれども、大体順調にいつて何年ぐらいでここは出来上がる予定なんでしょうか。

都市計画課長 おおむね令和11年ぐらいまでではないかというふうに予想しているところですよ。

君嶋議員 令和11年ですね。今までの例で言うとも国道118号、県道常陸笠間線までも本来は平成20年とか22年までだったのが延び延びにになって、この震災で予算がついて、ここまで来たという経緯があるんで、なかなか難しいかなと私は個人的に思うんですけれども、できるだけその目標に向かっては進めていただければと思います。

もう一点、あと先ほどの中で土地の用途変更、公共事業等についてはスムーズに、これは問題なくいきます。そうすると、その隣接に民間企業が進出したいというときはどうですか。そこは除外等は簡単に済むんですか。それとも、やはりそこは難しいとなるんでしょうか。そこについてお願いします。

政策企画課長 政策企画課でございます。

先ほど、総合計画の後期の計画の中でもその土地利用という部分で若干申し上げた部分でありますけれども、インターチェンジ周辺の開発については民間事業者の活用など、民間活力の活用などを検討しまして、段階的に整備していくことを目指しますということで、総合計画の中でも記載をさせていただきました。

その中で、まずは先ほどもお話がありましたけれども、まずはインターチェンジ周辺の魅力づくりとして、市の力で土地収用法を使いまして道の駅を整備して、それに伴って民間事業者さんの目に留まっていただくような、例えば情報発信などをしながら、土地利用の難しさという部分があるかもしれませんが、まずはその事業者をまず見つけていって、パートナーを見つけていくということが先決かなというふうに考えてございます。

以上です。

君嶋議員 そうすると、その事業者を見つけてから、その用途変更とか、そういうのも除外するということですね。

政策企画課長 まず何をするのかが決まらなると用途変更等もなかなか難しい部分があるかと思いますが、そういったところで事業者と一緒に検討していければというふうに考えてございます。

議長 よろしいですか。ほかに。

富山議員 もう一個前に戻っちゃうんですが、1と3の場所が候補予定地であつたと、2か所に絞られてと。3の大洞交差点付近というのは何が結局駄目で1の候補地、押敷交差点ですか、ちょっと何の差がここに生じたのかなと伺いたいんですが。

商工観光課長 2次評価の結果では、主に那珂インターチェンジからの距離や整形な敷地の確保、造成敷地の拡張性について候補地①の1のほうがより適地性が高いというふうな形

で評価されております。

富山議員 今ありました国道118号の4車線化がバードラインまで今度計画されるということなんですが、あのまま国道118号、今の現状道路を拡幅という感じではないと思うんですよね、あれ。多少内側に入ってバードラインにぶつかるのかなという、計画の段階でまだまだ先なのかもしれないんですけども、やはりそちらに寄せるとか国道118号の1日1万台以上通る交通量というのは魅力だとは思うんですよね。やっぱりぎりぎりのラインの2キロメートルとか、国道118号に寄せた2キロメートルとは、またというのは交通量の部分ではちょっと国道118号のほうが魅力的だなと感じますが、その点どのように思っておりますか。

商工観光課長 検討委員会の中で、今回、茨城交通にも入っていただいているところなんですけれども、やはり交通結節点として高速バスとかの誘致とかバス停とかを考えた場合にやはり茨城交通では、やはり大洞交差点までではバス停は持っていけないといった理由もちょっとございまして、そういったところもやはり評価の対象にはなっております、はい。

富山議員 分かりました。

最後に1つだけなんですけれども、せっかく後発的な道の駅になるんですから、常陸大宮市、常陸太田市なんかよりもやはり差別化した那珂市だけしかないような、非常にいいアイデアだと思います。キャンプ場なんておもしろいとかと、体験型を盛り込んでもらったいい道の駅にしてください。

議長 ほかに。

花島議員 幾つか聞きたいことがあります。

まず、私、気になるのは、まちづくりの核というのは一体どういう意味かというのがよく分からないんですね。いろいろ意見が出ている中で道の駅を中心にして、周辺もさらに開発するという話だと、素直にいいですねと言えないです。そもそも菅谷地区や何かに使っていないところがあって、それで土地計画ありますよね、こういう土地をこういうふうに使うという。そういうのと全く矛盾する話ですね。しかも農地を潰していくことになるわけですね。その辺、ちょっとよく分からない。ただ単にいろんな社会的な人のつながりとか、いろんなアクションのつながりという核だったらそういう関係心配ない。

だけれども、じゃ、それを一体どうやってそういう核になるのかというのが、1つは分かりません。

それから、ほかの近くの道の駅が収支を明らかにしてくれないというのは、私が物すごく気になっているところで、それというのは普通はあまりもうかっていないから明らかにしないことがほとんどなんですよね。昔、国が、今でも不況なんですけれども、すごく不況なときに、企業によってはもうかっているんですよ。そうすると、自分のところ

だけもうかっているとなかなかもうかっていると言えないというのがありましたけれども、道の駅に関してそんなことがあるのかなと正直思っています。

それからいろいろ挙がっている項目は、それはいろいろ幾つかは異論があるもの、さっき言いましたようなものがあるんですが、いいところはあるんですけども、そういう項目でやはり取捨選択が1つと、もう一つは、さらに具体化したときにどういうものかですね、例えば店一つに取っても、同じ、例えば洋菓子を置くといっても魅力のある店になるのか、そうでないかでもうこんな差があるわけですよ。その辺をどういうふうにこれから考えていくのか、そこを聞きたいです。まずはたくさん言っちゃいましたけれども、その辺、答えられたら答えてください。

商工観光課長 すみません、商工観光課のほうでお答えできる部分についてまずお答えさせていただきたいと思います。

まず、核となるといった部分についてですけども、やはりそちらは先ほどもご説明しましたように、まず道の駅、複合型交流拠点施設「道の駅」がまず地方創生を担う施設になっていくんですよということで、小さな拠点といった意味合いもございます。そこを活用することによって、複合型交流拠点施設にそういった地方創生に関わるような機能を導入することによって、そこが地域の核になっていくといった意味での核になっていきます。

また、収支に関してですけども、結局、細かいところのその売上高というのは教えてはいただけるんですけども、結局どれだけの経費がかかっているのか、そういったところがやはり教えていただけていないので、実際に赤字なのか黒字なのかというところが把握できていないという状況でございます。

続いて、店舗のお話でございますけれども、魅力ある店舗が入るのとそうでないところではまた違うというお話もいただきましたけれども、そういったところにつきまして本年度、民間活力を使ったPFIという建設から運営までやっていくようなそういったスキームがございます。そういったところの可能性調査というところも本年度実施していきますので、そういった中でそのPFIをやっていくためにはやはりSPCといったような合同会社というものをつくっていったらいい、その中で建設部門、運営部門、維持管理部門といったところに大きく分けてそういったところが会社をつくっていくわけなんですけれども、そういったところを実際に実績があるような会社にもサウンディング調査をしていきます。そういったところからこういったところの店舗とか、そういったところの魅力があるところとかというところもやはりそういったサウンディングをやっていきますので、今後、そのサウンディング調査が重要になってくるのかなとは思っております。そのサウンディング調査がやはり運営に関わってくる大事なところになっていきますので、そういったところの意見も聞きながら導入機能といったところも考えていきたいとは考えております。

以上でございます。

都市計画課長 都市計画課になります。

先ほど花島議員のほうからありました最初の1点目の計画についてなんですけれども、都市計画課のほうでは立地適正化計画ということで住居系の市街化区域の中の整備について計画のほうを立てております。こちらにつきましては、そちらの住居系の中に住まわれている方が利便性を求めていただけるように、その地区の中である程度完結した生活ができるような機能を誘導するというようなスタンスで計画のほうを立てております。

今回、道の駅なんですけれどもインターチェンジ周辺ということで、基本的にまず道の駅のコンセプト、先ほど商工観光課の課長からお話しありましたように、通過交通等も利用するような施設という形でもございます。インターチェンジの周辺ということで、インターチェンジを利用される方、あともしくは話題にもありますある程度の幹線道路を利用される方も利用する施設という部分で考えておりますので、私どものほうで計画しております立地適正化計画のほうと矛盾する点ではないというふうに認識しているところです。

以上です。

花島議員 半分分かるんですけれども、だけれども、例えば周辺地区でいろいろ住宅造る制限なんかがたくさんありますよね。それで、それが私はいろいろそれを交わしたり、何ていうかな、できるだけ候補地の範囲で広めようと前から考えているわけですが、那珂市の魅力にあるという、しかもどっかにあった適度に田舎、そういうのに魅力を発しようと思ったら、そういうところが結構大事だと思っているんですよ、周辺地区に人に入ってもらいやすくするということが。それと道の駅で何か集中的に1個大きなものを造るというのは、ちょっと概念がずれるんですよ。別の世界と言ったらいいのかな。その別の世界のことというのは、本来だったら市街化区域にあってしかるべきかなと私は思っているんです。農業、ある程度優良、どのぐらい優良か分かりませんが、しっかり農地として使っているところが潰されるわけですよ。それは懸念があります。考えながらやっていただきたいと思うんです。

それから、先ほどまちづくり、つながるというところが正直説明で全く分かりません。道の駅に具体的に何が施設があって、何が行えたらどういうふうにつながるんですかというところが。例えば、つながるといったら中央公民館があったり、各種のコミセンというのかな、がありますよね。そういうものと、じゃ、道の駅と何が違うのとか、もうちょっと何かな、抽象的なものも大事だけれども、そこから生まれたより具体的なイメージ、それはどういうふうな店舗を入れようとするのか。これからという側面はあるでしょうけれども、もう少し具体化で提案を進めていただきたいと思います。

商工観光課長 具体的な機能というものはやはりこれからの基本計画の中で決めていくことになりますけれども、例えばシェアサイクリングとかいったもののサイクリングの拠点と

して造った場合には、やはり那珂西リバーサイドパークとか総合公園とか、さらには静峰公園とかそういった部分でシェアサイクリングを共有できるといったようなことも考えられますし、今後、やはり導入機能によってどういうふうに連携させていくかというものは今後の基本計画の中で、詳細にご説明できることになるとは考えてございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 私も古川議員と同じでまだ賛成するかどうか決めていないです。私の周辺には反対の声も結構ありまして、その反対の声は具体的なプランを聞いていないという側面があるんですが、まだ決めていないので、賛成できるような計画をつくっていただきたいと思います。

議長 ほかに。

小泉議員 やはり詳細は基本計画を待って、どういったものの、機能が盛り込まれるというところをもう少し見ないと何とも言えないのかなと思うんですが、多分民意含めて思うところは、インターチェンジ周辺開発と言っていて、道の駅を起爆剤にしてというのは分かるんですけども、そこがあったその次というのは、市が連動してどう動いていくかというのが今見えていないところが一つ疑問なんです。

例えば、君嶋議員からも出ましたけれども、この後、ここの周辺を民間が入ろうと思ったときにはすごくハードルが高い所だと思うんですね。農振農用地があるというのは。じゃ、そこも含めて市がどう関わっていくのか。例えば、これは令和10年で完成してから、その先、話があれば考えますよということなのか、ある程度それと並行して、民間が来やすいように同時並行で考えていくのか、そのあたりというのは今どのように考えていらっしゃいますか。

商工観光課長 今のご質問ですけれども、インターチェンジ周辺の開発ということになろうかと思います。

今現在、道の駅の整備ということで検討を進めている段階でございますけれども、その整備の完了を待つという手法ばかりではなくてでして、今現在も行っている部分ではありますが、企業誘致活動なども今現在、市で行っております。そういった中でつながりを持ったりですとか、関係性を持った事業者に対しましては、インターチェンジ周辺地域の那珂市の地理的な優位性であったりとか、魅力度であったりとかということを伝えながら、那珂市で持つその税制上の優遇制度であったりとかということをご説明して、助成制度などをご説明しまして、民間事業者と関わりを持って、お話や意見交換などを行ったりとかという、いわばサウンディング調査みたいなことも実際行っていたりもしております。

その中で、確かに農地のハードルの高さという部分はございますけれども、まずは登場人物を見つけるということが参加事業者、パートナーを見つけるということが重要かと思しますので、その部分については積極的に関わっていきたいというふうを考えてお

ります。

以上です。

小泉議員 原点に戻ると、私も花島議員が言っているとおおり、ここに道の駅ができて、じゃ、その周辺まで開発していく必要があるのかというのが、もう一度原点に返って議論はしていただきたいところなんです。本当にそれをやるのであれば、やはり市は積極的に関わっていく必要があると思いますし、10年というものを待たずに、やはりある程度民間が来やすいように、今この段階で、道の駅ができるかどうか分からない段階で企業に働きかけたり、当然できないとは思いますが、ある程度、形が決まってきたときには、やはり完成を待つということではなくて、その前段階から那珂市にこういう可能性のあるところがありますよというところは、並行して進めていただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

政策企画課長 議員おっしゃるとおりだと思いますので、企業誘致の部分につきましてもいろいろ諸条件整えつつにはなるとは思いますけれども、しっかりと努めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに。

笹島議員 話いろいろ聞きまして、あれですね、そのインターチェンジ周辺は、一般的には物流センターとか、工場とか、商業施設とかというのはありますかね、大体大きなところは。分からないですけども、私も調査していないから分からないですけども、専門家じゃないんでね。

今言っていた道の駅ありきということが、ひしひしと感じ取られるんですよ。そういうものがやはり周りに運んでいって、道の駅もやはり潤うという形。今言っていた何かを、道の駅を造ろう、4車線化しよう云々というのは、何か建物を造ったり、道路を造ったりのほうが先行しているような、ごめんなさい、話聞いていたらそうなんですよね。果たして4車線化して、車が2倍に増えるのか、どこからどこへその車が行くのか。何か人口が増えてとか、観光地がアウトレットか何かでもできるんだったら構わないですけども、何もできないでそのままで、県北のほうはだんだん人口が減ってきているでしょう。そこに何ができるのかと。どんどん人口が減っているのに、何かやっていることが逆行していないですか、時代と。少子化だ、少子化だと言っているのに、どんどん大きくしまししょう、やりまししょう、どんどん造りまししょう。おいおいおいおい、あと5年、10年後どうなっているか分かっているのかと。人口だってだんだん那珂市の人口って減ってきているよね。よく皆さん、県北のほうだと言うけれども、どんどん減ってきていますよね、人口が。人よりも獣が多いという地域も多いですからね。

議長 笹島議員、いや、自分の持論はいいですから。

笹島議員 そういうわけで、今言っていた4車線化って、ごめんなさい、こっちのほうの

のバイパスのところからを4車線化するんでしょう、今細くなっている。国道118号から、那珂インターのところ、どちらか、どちらもやるんですか、あれは、よく分からないんですけれども。

議長 笹島議員、道の駅のこの今日の今の説明、整備計画、検討の説明ですから、4車線化とかということとかはもう皆さんも聞いていますから、皆さんもそれも多分答弁は聞いていたと思うんですよ。笹島議員、同じ質問ですから、4車線化は。話題を変えるんならいいですけれども。

笹島議員 分かりました。

議長 重複のあれは。

笹島議員 じゃ、もうやめます。

議長 もうほかありませんか。

(なし)

議長 なければ、終了といたします。

暫時休憩いたします。

再開を3時30分といたします。

休憩（午後3時19分）

再開（午後3時30分）

議長 再開いたします。

続きまして、令和4年度那珂市原子力防災訓練の実施についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

防災課長 防災課長の石井です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料の令和4年度那珂市原子力防災訓練の実施についてをご覧ください。

それでは、今年度実施を予定しております訓練の概要について説明いたします。

まず、1、訓練の目的になります。

東海第二発電所の不測の事態を想定し、災害対策本部の運営及び住民広報、住民避難活動の訓練を行います。訓練では緊急事態の進展に応じた対応、体制を確認するとともに、住民に対する避難情報の発令やP A Z住民の避難先自治体、筑西市への広域避難の実動を通して、原子力防災体制の確立及び現在作成中の那珂市広域避難計画の検証と実効性の向上を目的に、また併せて住民の原子力の防災意識を高め、市における原子力防災力の向上を目的に実施するものでございます。

2番の実施日時概要になります。

日時は、11月20日、日曜日の8時から15時で予定をしております。

概要になりますが、2 ページ、令和 4 年度那珂市原子力防災訓練実施要領（案）をご覧ください。

1 の目的、2 の実施日時につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

3 の訓練場所といたしまして、災害対策本部運営訓練につきましては、市役所の 5 階会議室で行い、P A Z 住民避難開始後、筑西市立生涯学習センターに本部の一部を移動します。P A Z 広域避難訓練につきましては、P A Z 住民、本米崎地区の住民が一時集合所である旧本米崎小学校に集まり、その後、筑西市の関城西小学校に避難します。

要配慮者施設の屋内退避訓練につきましては、特別養護老人ホームいくり苑で行います。

U P Z 住民屋内退避訓練につきましては、U P Z 住民それぞれの自宅等となります。

4 の参加者につきましては、本米崎地区住民の事前申込者 80 名を予定しております。また、自主参加とはなりますが、本米崎地区以外の住民の方が U P Z 屋内退避訓練参加者となります。また、関係者といたしまして市職員が約 70 名、訓練協力機関となります。この訓練協力機関といたしましては、5 に記載されている機関になります。ご覧いただければと思います。

6 の訓練想定になりますが、コロナ禍の中で茨城県北部沖を震源とする地震が発生し、東海第二発電所で原子力災害が発生するという想定になります。その後、事態は全面緊急事態へと進展し、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出します。市は、これを受けまして P A Z の本米崎地区に避難指示を発令し、併せまして U P Z となる本米崎地区以外の市内全域に屋内退避を防災行政無線などで伝達をいたします。

3 ページをご覧ください。

7 の訓練項目及び内容になります。

（1）災害対策本部運営訓練では、日本原電からの通報を受け、事象の段階に応じた情報収集、状況判断及び意思決定体制や情報伝達の手順、内容などの確認をいたします。また、筑西市へ本部機能の一部を移設し、避難先での災害対応及び市災対本部との通信方法等の確認を行います。

（2）住民情報伝達訓練では、当市の情報手段であります防災行政無線や緊急速報メール、SNS 等により住民に災害情報や避難情報を伝達いたします。

（3）関係機関、避難先自治体との連携訓練では、オフサイトセンターへ職員を派遣し、国・県と情報共有を図ることを目的とする机上訓練を行います。また、広域避難を実施する上での那珂警察署との連携の確認や、避難先となる筑西市及び桜川市と事故状況等について情報を共有し、避難所開設の要請などを行います。

（4）P A Z 広域避難訓練になります。P A Z 本米崎地区の住民がバス及び自家用車を使用して、筑西市に避難する訓練となります。

まず、ア、一時集合所の開設・運営訓練になります。広域避難の必要性が生じる事態を

受け、本米崎地区の訓練参加者は、防災行政無線による避難指示を合図に一時集合所である旧本米崎小学校へ集合します。一時集合所の受付では、新型コロナウイルス感染症対策として検温、問診等による体調確認を行います。

次に、イ、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練といたしまして、一時集合所において訓練参加者へ安定ヨウ素剤の緊急配布を行います。こちらは模擬訓練となります。

その後、ウ、P A Z住民避難訓練を行います。昨年は、中央公民館を広域避難場所としてバス避難を行いましたが、本年は初めて広域避難場所である筑西市まで避難をいたします。移動手段といたしましては、一時集合所からのバスまたは自家用車を使用することになります。なお、車両につきましては、市が手配したものとなります。バスで避難する際にも手指消毒等の感染症対策を実施いたします。避難先である筑西市の関城西小学校到着後は、改めて検温や体調確認を行い、避難所での受付や過ごし方などを体験していただきます。

4 ページをご覧ください。

続いて、エ、避難所開設・運営訓練として、本市からの避難所開設要請に基づき、筑西市の職員が避難所を開設し、避難者受入れ等の初期対応を行います。その後、到着した本市職員と引継ぎを行います。

次に、（５）U P Z住民屋内退避訓練になります。訓練の対象は、本米崎地区を除く市内全域となります。自主参加にはなりますが、参加者は防災行政無線などによる屋内退避指示を合図に自宅などで実施していただきます。その際には、事前配布をする対応マニュアルのチェックリストに沿って、ドアや窓の戸締まり、隙間の確認などを実践していただきます。

次に、（６）要配慮者施設の屋内退避訓練になります。こちらの訓練は、昨年実施していないものとなります。U P Zに立地する福祉施設特別養護老人ホームいきり苑那珂において、屋内退避を実施する際にドアや窓の戸締まり、隙間の確認などを実践し、その上で施設の気密性を高める陽圧化装置を稼働させていただきます。

8のその他になります。

（１）訓練は、公開で行います。

（２）訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取り入れて行います。

（３）訓練内容の検証につきましては、外部機関の評価を取り入れます。こちらの外部評価機関といたしましては、2 ページ、5 の訓練協力機関に記載のある原子力緊急時支援・研修センターにご協力をいただくこととしております。

（４）訓練参加者には、訓練終了後、アンケートを実施いたします。

（５）訓練中に事故が発生した場合や市内で災害等が発生、または発生するおそれがある場合、また今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止とする場合がございます。

実施要領の説明については以上となります。

改めまして1ページのほうへお願いいたします。

3、広報等になります。

(1) 訓練の事前周知につきましては、広報なか、防災行政無線、SNS、市ホームページなどにより行います。なお、今回、広報するものを資料としてつけさせていただいております。

5、6ページの資料2、訓練実施のお知らせにつきましては、自治会を通しまして全地区で回覧をいたします。なお、6ページの後半、下の部分にあります11月20日、訓練タイムスケジュールが訓練日当日のタイムスケジュールとなりますので、ご確認くださいと思います。併せまして、本米崎地区には7ページから10ページの資料3のマニュアルをお配りいたします。本米崎地区を除くほかの地区には、11ページから14ページの資料4のマニュアルを配布をいたします。

なお、自治会に加入されていない方には、市の広報紙や市ホームページ、SNS等により訓練についての情報を提供してまいります。

(2) の本米崎地区への参加者募集につきましては、記載のとおり9月の下旬頃から事前説明会の開催、参加者の募集を開始する予定としております。

4、市議会への情報伝達になります。

こちらは訓練当日の市議会への情報伝達になります。訓練当日は、災害対策本部会議を4回程度開く予定でおりますので、会議終了後に事故の状況や対応状況、決定事項などを災害対策本部の議会班を通して、ラインワークスを使用して情報の伝達を行います。

5、その他につきましては、先ほどの実施要領の中で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

花島議員 広報等についてなんですが、訓練の事前周知の中に近隣の市村への、何ていうかな、伝達というのが書いてないです。以前、お話ししたことが覚えていらっしゃると思うんですが、那珂市に近い方が緊急メールだの何だの見て、びっくりして、事前に知らされていなかったという話がありますので、近隣の人に対して事前に周知してくださるようお願いしておいてくださると思っています、書いていないけれども。それでよろしいでしょうか。

防災課長 今の近隣地区、市町村へのご連絡についてなんですが、前年はちょっと誠に申し訳なかったんですが、その連絡が遅かったということもございまして行き渡らなかったところもあるんですが、今年につきましては、ここはあくまで参加者とかそういった方へ

の通知ということで記載をさせていただいているんですが、間もなく近隣市町村には通知のほうを出す予定でおりますので、それでご了解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

議長 ほかがございませんか。

（なし）

議長 ないようですので、終了といたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

防災課長 それでは、全員協議会資料の気体廃棄物の放出状況についてご覧いただければと思います。

これらの資料は、1ページから7ページまでが令和3年度第4四半期、1月から3月になります。8ページから14ページまでが、令和4年度第1四半期、4月から6月になりますが、この期間における気体廃棄物の放出状況について茨城県原子力安全協定に基づき、11の事業所から報告があったものをまとめたものでございます。

表の見方につきましては、15ページに気体廃棄物の放出状況について解説版を載せさせていただいております。

放出状況についてでございますが、全ての事業所について放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はなく、適正に管理されておりますことをご報告させていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

（なし）

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

休憩（午後3時43分）

再開（午後3時44分）

議長 再開いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長 それでは、私のほうから令和4年度議会費の補正予算を9月に1件提出させていただきますので、その件と令和3年度の決算についてご説明させていただきます。

ただいま資料出ておりますが、令和4年度議会費補正予算についてということで、今回

6万4,000円の補正を議会費といたしまして提出させていただきます。

内容は、議会運営費の中の修繕料なんですけれども、こちらは無停電装置というものがこちらの全員協議会室と議場のほうに1台ずつ計2台ございまして、こちらは万が一停電が起こった際でも一時的に電力を供給し続けて、システムがダウンすることを避けるための機械になっております。こちらは計画的に修繕ということで交換の計画をしております、今年、2台交換する予定で、実際に予算計上しまして見積り頂いて、計上していたんですが、今回、原材料価格の高騰によりまして、ちょっと機械のお金がかかなり高くなってしまいまして、1台当たり税抜きで8万1,000円だったものが11万円ということで値上がりしてしまいまして、そちらの差額を計上させていただくものでございます。

続きまして、令和3年度の議会費の決算の状況につきましてご説明させていただきます。資料のほうで、決算主要施策調書議会分のほうを載せさせていただいております。

まず、議会の事業として5本あるんですけれども、1枚目が議員人件費でございます。こちらは議会の議員報酬、それから期末手当、共済費といたしまして議員共済会の負担金、こちらからなっております。総額で1億3,548万3,087円の決算額となっております。

続きまして、議会運営費になります。こちらは議会運営のための事務費等の経費となっております。決算額は832万3,124円。こちら支出の主なものといたしましては、下のほうにあります委託料、こちらが296万1,634円、こちらは定例会等の会議録作成、それから映像の配信に関する委託料などが主なものでございます。

その下の使用料及び賃借料が153万1,270円、こちらはタブレット導入によりますソフトの使用料といたしましてサイドボックスなどの利用料が主なものでございます。

続いて、負担金及び交付金、こちらが201万6,569円、こちらにつきましては国・関東・県の市議会議長会のほうの負担金、それから政務活動費となっております。政務活動費につきましては、3年度の執行率は69%となっております。

続きまして、議員研修事業になります。こちらは議員勉強会ですとか、委員会の調査等に関する費用となっております。金額のほうは22万9,896円となっております、研修の実施状況につきましては、その下の白丸のところに実際に行った研修等について記載しております。昨年も新型コロナウイルス感染症の状況で視察等ができなかった部分が多くありましたので、旅費のほうの支出はかなり少なくなっております。実際には、道の駅の総務生活常任委員会と産業建設常任委員会の合同で行った視察等の費用、それから議員勉強会として3回行った講師の謝礼の部分が主なものでございます。

続きまして、議会広報事業、こちらは年4回発行しております議会だよりの発行に要する費用でございまして、印刷製本費が主なものでございます。こちらは現在、1万5,800部印刷しております、全戸配布、それから公共施設やコンビニ等にも置いております。

続いて、ICT環境整備事業、こちらは令和2年度に予定していたものが支出できなくて、繰越しをして、事業として令和3年度も支出した分になります。こちらが988万

4,307円となっております。こちらの主なものとしたしましては、需用費のほうで i P a d のフィルム、それからタブレット用のスタンド、それと修繕料のほうが全員協議会室の映像配信設備の修繕を令和3年度に行いましたので、こちらの分が522万5,000円となっております。それから備品購入費、こちらが405万6,077円、こちらが皆様のタブレットの購入費用、i P a d の付属品含んだものと、それからウェブ会議用のカメラ等の支出となっております。

決算につきましては、以上となります。

もう一つ連絡事項なんですけれども、那珂久慈議会議員親善ゴルフコンペについての文書をサイドブックスのほうにあげております。今、通知が出たと思うんですけれども、ここ数年、ゴルフコンペのほうを新型コロナウイルス感染症の影響で中止しておりましたが、今年は開催されるということでございまして、日にちが10月7日金曜日、場所が勝田ゴルフクラブとなっております。費用のほうが1万円で、参加団体は7番のほうに書いてあります構成市町村ということになっております。

参加をご希望される方は、8月30日の定例会の開会日のときまでに事務局のほうにおっしゃっていただきたいんですが、そのときにハンディキャップのほうもお伺いしますので、併せてご報告をお願いいたします。

では、この後、大内のほうから説明があります。

次長補佐 私の方から1件、今度、今発信かけましたけれども、オンラインで自宅から委員会に参加するイメージ図というものを今送りました。今回、会議規則を改正しまして、自宅からでも例えば新型コロナウイルス感染症にかかってしまったりとか、濃厚接触者になった場合に、委員会と全員協議会は自宅から参加することができますので。今お手元にあるタブレットがそのまま会議資料をご覧になるものになるかと思うので、要は参加するときの顔をもう一つのタブレットというか、スマホとかで出席しないと、こういう会議に参加というのは難しいのかなと思いますので。タブレットまたはスマホのほうで1台はそのテレビ会議用に起動していただくものをご用意いただく形になりますので、そういうものがない場合は、皆様お持ちのスマホのほうにZ o o mを入れていただきまして、テレビ会議のほう入っていただきまして、資料はお手元の i P a d のほうで見ていただくと、会議に参加していただくという方法になるかと思うので。

本日、このZ o o mを入っていない方に関しては、この後、終了次第インストールをお願いしたいと思います。スマホに入れる利点といいますのは、ラインワークスが既にもう皆さん、スマホに入っているかと思うので、ラインワークスのほうに会議のU R Lというのを送りますので、それをタップするだけでテレビ会議のほうを起動するという利点がありますので、そちらのほうをなるべく使っていただいてもらったほうが簡単なのかなというのがございますので、そちらのほうを今から入れられていない方、またほかのところでは使えるよという方に関しては、問題ございませんので、テレビ会議に参

加できる環境がない方はこの後、全員協議会終わりましたら残っていただきたいと思います。また、今から広報編集委員会もありますので、広報編集委員会の方は広報編集委員会終わってからその作業のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会（午後 3 時55分）

令和 4 年11月24日

那珂市議会議長 萩谷 俊行